

3月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-------------|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) びんぐしの里公園についてほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (2) 林業振興についてほか | 小宮山 定 彦 議員 |
| (3) 新型コロナワクチン接種についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) コロナ対策についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (5) 地域公共交通の構築はほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 初めに、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

今回は、まず初めに、びんぐしの里公園についてです。

(イ) としまして、点検についてということです。

びんぐし公園は、広い芝生と豊富な遊具、野外ステージ、テニスコートや屋内ゲートボール場も併設された大人も子どもも大満足の公園です。いっぱい遊んで汗をかいたら公園内のびんぐし湯さん館へどうぞという言葉が町のホームページに記載されています。老若男女が楽しめる、また、これから暖かくなり、コロナ禍の中ではありますが、町内だけでなく町外からも、この公園を多くの方が訪れることが予想されています。

特に、休日などにおいては、親子連れが公園内の遊具を使い遊んでいる姿を今でも見かけることが私もあるわけではあります。そこで私自身も学童にいる一人の職員としてふだん活動しておりますが、子ども達が学校の遊具で遊ぶ姿はそこでもよく見かけられます。

早速質問になるわけですが、安全に使用していただくために公園内の遊具はどのような点検をされていて、また、修理をしているかということについてお伺いいたします。

次に、(ロ) 公園の道路についてでございます。

公園内には1本、車が通行できる道があります。それは公園内びんぐし亭横からびんぐし小橋

に通ずる道路です。私自身も公園を利用する中で数回そこに自動車が通行するところを見かけたことがあります。この道路、現状は自動車も歩行者も両者とも通れる道となっているわけです。しかし、この状況が危険であるという声はこれまでも、またこの質問に至る直前にもいただいたことがあります。

確かに公園内にある道路ですので町外などから来園された方にとっては歩行者専用と思われる方もいるかもしれません。そこで、こうした現状に対して、今後どのような対策を講じていくかについてお伺いいたします。

まず1回目の質問をさせていただきます。

建設課長（大井君） びんぐし公園についてのご質問に順次お答えをいたします。

びんぐしの里公園は、平成7年4月に、芝生広場や屋内ゲートボール場、テニスコートを含む全域約17ヘクタールの都市公園として開園し、町内外の大勢の皆様が親しまれている公園でございます。

初めに、（イ）の遊具の点検・修理についてのご質問にお答えします。

びんぐし公園内で、子ども達に最も人気がある全長100メートルのローラー滑り台を中心に、子ども向け遊具が集中しているちびっこ広場につきましては、点検が必要な遊具が18か所あり、来園者が安心して遊べるよう、都市公園法に基づく年1回の遊具の定期点検を毎年春に実施しております。

この点検方法につきましては、国の指針に基づき、遊具の安全に関する専門的な知識、技術を有する業者に委託をし、有資格者が、実際に公園において、遊具の経年劣化や塗装状況の確認など、子ども達が実際に遊ぶ目線で安全点検等を実施しております。

また、専門業者による点検とは別に、日常点検として、月に1回、町職員と公園の指定管理者である坂城町振興公社の職員で、遊具の目視・触診・打音による点検を実施し、併せて公園内の清掃・除草が必要であるかなどの巡視を行っております。

遊具の修理につきましては、点検結果等により、随時遊具の塗装の塗り替えや、必要に応じて修理などを行っておりますが、その他にも、子ども達に最も人気があり、使用頻度が高いローラー滑り台について、ローラーの滑車交換を毎年計画的に実施しているところでございます。

続きまして、（ロ）の公園内の道路についてでございますが、びんぐしの里公園が造成される以前は、地域の皆様などが利用される生活道路として、付近の水田や畑への移動、あるいは県道上室賀坂城停車場線までつながる道路として利用されてきたところでございます。

びんぐしの里公園が整備される際も、地域の皆様とお話をする中で、公園内を車両が通行できるようにしたことから、公園を利用されている方に対し、注意していただくよう案内看板を設置し、運転される方には徐行をお願いしているところでございます。

今後の管理方法といたしましては、びんぐしの里公園は、町内でも最も大きな公園であり、町

内外の大勢の皆様にも訪れていただいていることから、公園内の道路使用については、車での通行を、より一層、気をつけていただくよう注意喚起のための看板の設置などを実施してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長より、点検、あと公園内の道路について答弁いただきました。

点検修理については、丁寧な説明いただきまして、その点は理解したところであります。ちょっと、すみません、数値ではないんですけど、公園内の道路でこれまでに事故というのはあったかなかったというのを、それをまずお聞きしたいのと、例えば公園内でそういう危ないことがあった場合、私自身、公園を使った時に別に大きなけがはしたことがないんですけど、保護者等、近くに大人がいればその大人に助けを求めたりとかすればいいんですけど、例えばそういう事故が起きた場合は、近くに公園管理——、びんぐし亭があるからそこに駆け込めばいいんですけど、そういった場合、まず町が管理している公園ですので、どういうふうに事故が起きた時は対応されているかっていうのをちょっと、この際ですので、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

建設課長（大井君） びんぐし公園内でのまず事故についてでございますけれども、先ほどご答弁申し上げました公園内の道路について、いわゆる交通事故といったものについては把握をしてございません。なかったと認識をしております。

また、公園内での事故につきましては、先ほども申し上げましたけれども、町内外からたくさんのお客さんがお越しいただいているという中では複数の目があるということで議員さんのほうからも申されましたけれども、びんぐし亭のほうにご連絡をいただく中で対応してまいりたいと考えております。

3番（山城君） すみません、当たり前の質問かもしれないのでちょっと恥ずかしかったんですけど、先ほども最初の質問の冒頭にも申し上げましたとおり、やはりいろんな方が利用される、そして小さい子ども達の中にもいたり、あるいは高齢の方がいたりしているわけで、やはりそういう安全対策は町としてもしっかり講じていただいている。ただ、事故・事件が起きた時にはしっかり、例えばびんぐし亭に委託先である職員さんがいらっしゃるので対応されると思うんですけど、何か起きた時も対応できる、それ以前に何も起きないように、特に道路に関してはこれから安全対策をさらに構築いただきたいということは改めて申し述べさせていただきたいと思います。

今、担当課長から様々な経過、特に地域との関係の中でこの道路が、道路が造られたというか、今の道路となっているということが分かったわけでありましたが、既に道路脇、その道路脇にも注意を促す看板が複数設置されているというのは、私もこの質問に至る前、何度か行って、あっ、この看板があるんだということは確認はしております。しかし、今後においては、担当課、そしてびんぐし公園がある地域の方に網掛、上平等々、もちろん村上全体と言ってもいいんでしょう

けれど、そういった地域の方々との連携を図っていく中で、私としてはいずれはそこは歩行者専用道路とすることも必要なんではないかということも考えるわけであります。事故が起きてからでは遅いです。もちろんあの道路を余りの高速で進む方というのはあり得ないというか、まずないだろうと私も思っていますが、何が起こるか分からないのがこのコロナに、コロナと関係ないんでしょけど、これからの世の中だと思ってますので、しっかりとそこは起きないような物理的な仕組みをさらに講じていただく、またはそういうことが公園利用者にとってもさらなる安心・安全とつながるように引き続き対策を講じていただくことを強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

続いては児童館についてです。このテーマを取り上げるのは、これで3回目になります。時に今回は、(イ)開館・閉館時間の延長についてです。

皆さんご承知のとおり、現在、共働き世帯の増加や核家族化が進んでいます。そして今後もそれらは進むと思われまます。保護者にとって働いている間、未就学児であれば保育園、そして小学生であれば放課後は放課後児童クラブ、坂城の場合は児童館という名称を使っているわけですが、に預けている場合があります。このような施設があるおかげで保護者は安心して日中働くことができているわけでありまます。

しかし、この質問、児童館についての質問を何度か取り上げる中で、こんな声を伺ったことがあります。保育園には7時半に預け仕事に行っていた。そして子どもが卒園し、4月になった途端、保育園の開園時間と児童館の開館時間が違うことで仕事に行けなくなってしまうという意見です。

確かに、現状では、保育園と児童館の開く時間、開園・開館時間が異なることで、働く保護者にとっては仕事自体を変えざるを得なかったり、あるいは場合によっては仕事に遅れてしまうということも起きています。

実は、このような話を上田市内の私が勤めています放課後児童クラブの現場責任者をしてた時によく聞いた話です。保育園では早く預かってくれるけど、児童館・児童クラブは少し時間が遅くて困ってるのよという声は上田でも聞いたことがあります。

そこで、私たちの法人と市の教育委員会、上田市の教育委員会と話し合いをし、それまでの開館時間が8時だったが7時半、30分前倒しにして早朝保育を始めることになりました。

早朝保育を実施する前は、開館前に施設前、児童館・児童クラブの施設の前に子どもをただ置いて仕事に行ってしまうということもたびたびありました。しかし、開館を早める、要するに児童館・児童クラブでの責任において館を開くことによって保護者が安心して仕事に行けるばかりか、今申し上げましたとおり施設の前に子どもが置いていかれるということも防げるということでもあります。

先ほども述べたとおりですが、今後、例えば長期休みです。春休みや夏休み等、あと児童館が

1日開館してる日において、保育園と児童館の開館及び閉館時間を合わせていったほうがいいのではないかという考えに至りました。また、町においても今後、共働きの話をさせていただきましたが、保護者のニーズ、意向をしっかりと把握する、さらに把握していくほうがいいのではないかという考えを持ちまして、今後、保護者の意向をどのように把握されているかっていうのもこの場にお聞きしたい、お伺いしたいと思います。

まず1回目の質問とさせていただきます。

子ども支援室長（鳴海さん） 2、児童館について、（イ）開館・閉館時間の延長についてお答えいたします。

児童館につきましては、来館児童の受け入れのほか放課後児童健全育成事業として、共働き世帯等の保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童などに対し、安全で安心した生活の場や適切な遊びの場を提供し、児童の健全な育成を図るための施設であります。

また、運営に関しましては、児童福祉法等に基づく町の条例により、児童福祉の増進を目的に、支援を必要とする児童に対し、健全な遊びを通じて児童の個別指導及び集団指導と、基本的な生活習慣を身に付けるための支援を、館長のほか支援員、補助員により行っております。

各児童館の現在の登録児童数につきましては、令和3年3月1日現在、南条児童館が42名、坂城児童館が53名、村上児童館が31名で合計126名でございます。

児童館を利用した放課後児童健全育成事業の登録児童の募集につきましては、学校を通じて行っており、4月に入学を迎え新1年生となる保育園・幼稚園の年長児については、学校での保護者説明会に合わせて、それぞれの児童館長から利用についての説明をさせていただいたところでございます。

ご質問の児童館の開館時間及び閉館時間につきましては、児童館管理規則の中で、原則午前8時30分から午後6時30分までとし、教育委員会が必要と認める時は、これを変更することができるとされています。

この規定に基づき、今年度におきましても、保護者の声をお聞きする中で、学校の休業日や臨時休業期間については、開館時間を30分早い8時からお預かりするなどの対応をしているところでございます。

現在、日々の利用に際しては、保護者の方から児童館の開館・閉館時間に関する要望はいただいております。

また、1日開館をした際の児童館の様子といたしますと、早朝から利用する児童については、閉館時間が近づくと保護者の迎えを心待ちするような姿も見受けられるところであります。

そうした中で、保護者の勤務先や勤務状況により、それぞれのご事情もあるとは存じますが、開館時間といたしましては通常の時間を基本としながら、必要に応じて30分早めるなどの対応を図ってまいりたいと考えており、今後も引き続き保護者をはじめ利用者のご意見等をお聞きす

る中で、子ども達が健やかに成長できる場の提供ができるよう、適切な児童館の運営に努めてまいりたいと考えております。

また、保護者の意向をどのように把握しているかというご質問でございますが、それぞれの児童館におきまして、子どもの送迎の際に、子どもの様子を家庭にお伝えするとともに、保護者からの要望をお聞きしたり、保護者会を通じて出される意見に対して、3児童館で情報共有を行っているところであります。

日々、広くご意見をお聞きしながら、要望や改善点などについては教育委員会も加わった3館連絡会の中で定期的に協議するなど、児童館利用者の利便性の向上に努めているところでございます。

児童の健全育成につきましては、家庭を中心としつつも、地域の皆さんのご協力をいただく中で、児童館におきましても児童の発達・成長、そして自立を促せるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3番（山城君） 2点ちょっと気になったことがあったので質問させていただきます。

そうですね、児童館管理規則等に柔軟に対応するという、柔軟に対応できるような文言があったというのは確かに私もちょっと見た記憶があるんですけど、例えば今私の質問にもあったように、少し早めに預けたいんだけど8時ちょっと前なんだけどっていう声にも場合に依じた対応ができると捉えられるような気がするんです。例えばそれが複数、坂城の場合はそんなに登録児童数が多くないので3名、4名、5名、6名ということに希望者になるとは考えにくいとは思いますが、例えば1人だったら対応するのか、2人だったら、そこはたればの話なんですけれども、その辺の柔軟な対応っていうのが今までにしたことがあるのかというのはちょっと気になったところであります。

それと、もう一つは、来入児です、新1年生に上がる前の来入児への対応に対して、児童館長さんが説明をしているということですが、その中で、もうちょっと早く開館してほしいんだけどとか、こういうところが不安なんだ、具体的に要望じゃなくてもこういうところが不安なんだよねとか、今7時半に子どもを保育園に預けてるんだけど、児童館になったら、1年生になったらその辺がどうなるんだろうという声、問い合わせは多分なかったという答弁になるんでしょうけど、あったのかなかったのか、その2点をちょっとお聞きしたいんです。お願いいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、少し早めに来るお子さんに対する対応、柔軟な対応はこれまで行ったことがあるかということ。最初の長期休み期間中に関しまして開館時間より早く来るお子さん、何名かいらっしゃるということで、複数名いらっしゃるということで対応をさせていただいているところでございます。

また、閉館時間につきましては、急な仕事の都合によりまして、閉館時間である18時30分、

夕方6時30分過ぎてしまった場合など、できるだけ早めの連絡をお願いする中で、個々の対応をさせていただくといったことも行っているところでございます。

先ほども申し上げましたけども、再度今回、児童館のほうに確認したところ、閉館時間、開館時間のこれまで以上の延長についてのご意見、ご要望というのはいただいてないところでございます。

次に、来入児への対応についてということでございます。先ほども申し上げましたように、来年1年生に入られるお子さんにつきましては、小学校の説明会、来入児説明会の中で館長から説明をさせていただいております。

その中で直接、開館時間、閉館時間の延長に関する要望というのは出されていないといった状況でございます。

3番（山城君） 今、担当課長より答弁いただきました。

そうですね、声は確かに上がらない、上げにくい、回ってこない、そこは私にもよく分かりませんが、ただ現実、他市町村においてはそういう現状があって開館閉館時間を変えている、もしくは変えようとしている自治体があると。坂城においてもそういった声は今までもあったんですよね。

というのは、ちょっと自分でまとめてきた原稿前後になっちゃうんですけど、今回の質問をやるに当たって過去の議事録をちょっと拝見をしました。そうしたところ、平成24年、2012年です。8年前にも同様の質問が先輩議員からあったということが分かりました。

その当時の課長の答弁によると、ニーズの調査、それから管理体制という部分もありますので、それらを踏まえて検討させていただきたいということでございました。要するに8年間、8年間……、8年間はちょっと誤解です。8年前にも検討するということはあったわけです。もちろん担当課、検討はもちろんされていると。された中で延長はしない、管理規則の中で柔軟に対応してきたというわけであると思っております。これは質問ではありません。

であるならば、やはりその規則を今後も変えていくということも必要なんじゃないかなっていうのはちょっと感じます。この質問のまとめをちょっとさせていただくと、子どもが小学校1年生になった時、親がぶち当たる壁のことを小1の壁と言われているわけでありまして。具体的には、子育てと仕事の両立が難しくなるという問題と、あるサイトには、ある資料には書かれておりました。

これまでも児童館の開館閉館の件が、この議会、一般質問の場で話されていたということを知って、やはりこれから、今何度も申し上げることになってしまいますが、しっかりと現状を敏感に察知していただいて、保護者がしっかりと働きに行き、仕事が終わった後児童館にお迎えに行ける、そして子どもを迎えて、子どもからも保護者に、保護者からも子どもに、お疲れさん、今日何があったのって言えるようなやっぱり施設をこれからも目指して行ってほしいなということ

であります。再質問させていただいたので、これぐらいで今回はいいかなと思うんですが。

そして最後の質問、3番目の質問にじゃあこれで移ります。3番目の質問としまして、男女共同参画社会のまちづくりについて、次に質問させていただきます。これはイとして、参画に対する意識ということで今回は取り上げさせていただきます。

この質問は、言うまでもなく、先月です、2月に東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の当時の会長の発言がきっかけです。本年度が最終年度となる第5次長期総合計画の男女共同参画のまちづくりの項目の中に、女性政治参画や経済界における活躍、意思決定に参加を表すジェンダーエンパワーメント指数も、世界109か国中57位となっていますと記されています。また、内閣府の資料によりますと、各国における男女格差を計るジェンダー・ギャップ指数については、153か国中121位となっています。

ちなみに、この指数については、経済、政治、教育、健康の四つの分野のデータから作成され、ゼロが完全不公平等、1が完全平等を示していますとなっています。

2020年の日本の総合スコアは、ちなみに0.652となっています。これを見て日本は男女共同参画ができて、進んでいると言えるのかどうか、ちょっと私もこの0.652って真ん中より上ならいいのか、果たしてどうなんだというのはちょっとこれを見てよくわからないわけですが、そこで学校、これは質問になりますが、学校や地域、家庭、企業それぞれにおける男女共同参画に対する意識向上に向けた町の取り組みはどうか、そして、その意識を高めるためにはどのようにしたらよいかをお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから3番目としまして男女共同参画社会のまちづくり参画に対する意識についてということであります。

今お話がありましたけれども、いろんなデータがありますが、今お話にあった世界経済フォーラムが公表しました世界各国の男女格差を表したジェンダー・ギャップ指数2020によりますと、日本の順位は153か国中121位で過去最低となっており、依然として男女格差は大きな課題となっております。

今ご質問でありました男女格差解消は進んでいるのかといたら全然いってないというのが現実だと思っております。

さて、男女の共同参画社会というのは、男女が互いに人権を尊重し、女性や男性というイメージにあてはめてしまうことなく、一人一人が持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

現在、日本では、憲法にある男女平等がうたわれておりますが、政策、意思決定過程への女性の参画率の低さや男女間の賃金格差、育児、家庭へ参画する男性の割合の低さなど様々な課題があり、男女共同参画社会の実現はいまだ道半ばにあると言われております。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに尊重し合い、家庭や社会における格差の

解消、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した様々な取り組みが求められます。

そうした状況の中、国におきましては、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会を男女共同参画社会とし、男女平等の実現に向けた取り組みが進められ、平成27年に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、官民一体となった女性の社会進出が促進されてきたところであります。

県におきましては、長野県男女共同参画センターを中心に、県民と協働して男女共同参画を実現する契機となるよう、男女共同参画推進県民大会や、あいとびあ男女共同参画フォーラムの開催などにより、男女共同参画意識の普及・啓発が進められています。また、町におきましても様々な取り組みを進めているところであります。

まず、学校教育における男女平等につきましては、教育基本法及び小中学校の学習指導要領の中にも位置づけられ、男女が性別によって制約されることなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来のキャリア形成ができるよう取り組むことが重要とされています。これらを踏まえまして小学校では、家庭には家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し分担する必要があることや、異性についても理解しながら、人間関係を築くこと、中学校では個人の尊厳と両性の本質的平等、男女相互の理解と協力などについて、授業や学級活動において理解を深めているところであります。

また、地域におきましては、自主的な活動により、性別を問わず人権を尊重し、生きがいと責任を分かち合い、豊かな社会の創造を目指し、男女共同参画社会の実現を目的としました、山城議員もよくご存じの坂城男女共同みんなの会が平成14年3月に設立され、様々な活動が行われております。また、町内の11の女性団体の代表者によって組織する坂城町女性団体連絡会も女性の地位向上や明るい町づくりなどに向けた活動に取り組みられ、町としましても双方の活動を支援しているところであります。

毎年、女性団体連絡会と坂城男女共同みんなの会が中心となった実行委員会と町が連携しまして、町民の男女共同参画意識の醸成を目的として開催しております、女と男ふれあいさかきには、大勢の方の参加をいただいております、様々なテーマや手法を用いて意識の高揚や啓発に努めているところでございます。また、中学・高校の生徒と一般を対象に男女共同参画に係る川柳を募集する女と男かがやき川柳には、年々応募数が増加し、今年度は821首の応募をいただいたところであり、川柳を通して男女共同参画を考える大切な機会となっていると認識しております。特に中学生、高校生からの応募が多く、これは中学生629首、高校生181首ですが、若い世代が関心を持っていただくことで、より一層の普及・啓発につながるものと思っております。

また、坂城男女共同みんなの会の会員の中には、地区にみんなの会を設立し、出前講座の受講

や懇談会などにより、地域での男女参画を推進していただいているケースもあるとお聞きしており、自主的な活動を通して地域の意識が高まることは大変意義のあるものと考えているところであります。

また、家庭では、仕事と家事・育児・介護に係る男女のバランスや、配偶者などからの暴力等が課題となっております。最近では男性が家事・育児・介護をされる方も増えてきておりますが、家庭生活での家事・育児・介護の仕事は女性の負担が多く、固定的な役割分担意識がなお残っていると考えております。

町では、広報やホームページ等において、女性の悩みや困りごとの女性相談会や子育てなどのすこやか相談等の周知をし、各種相談をお受けしているところであります。

すこやか相談には、母親のほか、父親や夫婦での相談をお受けすることもあり、少しずつではございますが、社会状況の変化と共に、こうした活動を通じて家庭での役割分担意識も変化してきているものと考えているところでございます。

続いて、企業の多い当町の特徴的な取り組みといたしまして、人権が尊重され差別のない明るい職場づくりを進めるために、企業人権同和教育推進協議会と町が連携して、新入社員人権同和研修会を開催しているほか、企業内人権同和教育推進員を育成する研修講座を毎年開催し、講座の中で企業内における男女共同参画意識の啓発も行っているところであります。

また、今年度初めて、経営状況調査にご協力いただいている町内企業20社に管理職に占める女性の割合について調査いたしました。その割合は5.7%ということであり、直接的な比較はできませんが、製造業以外の業種も含む県の数値8.4%を若干下回る結果でもありました。ものづくりのまち、企業の町として、そうした面でのアプローチの必要性も感じたところであります。

意識を高めるための進め方とのご質問ですが、男女共同参画意識の普及を図るためには、女性、男性のみでなくLGBTを含めた性の多様性への理解の促進や、いまだに残る家庭や地域社会、職場等での固定的、性別役割分担意識の解消などが重要であると考えているところであります。また、性別や年齢、世帯構成等により、個々の考え方が多様であることから、引き続き、関係機関・団体等と連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発や情報発信に取り組むと共に、相談窓口等の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、男女共同参画意識の向上は、町が取り組みますSDGs持続可能な開発目標であるジェンダー平等の実現や、パートナーシップでの目標達成などの目標をはじめ、多く分野で関わっておりますので、策定を進めている第3次男女共同参画計画に、そうした新しい視点も盛り込む中で、様々な事業を通して男女が共に人権を尊重し、同時に多様性を認め合い、個性や能力を十分発揮することのできるまちづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

3番（山城君） 今町長から力強いメッセージいただいたと思って、ちょっとほっとしているわけ

ですが、そうですね、地域においても、また企業、そして学校においても、法律があるからというわけではないですけど、しっかりと男女共同参画の推進をしていただいているというふうに改めて思ったわけであります。

ただ、行動あるいは言動というものは表に出るので伝わりますし、それに対しては皆さん、町民の皆さん誠実に、そして真剣にその取り組みをされているというふうに理解をしております。しかし、気持ちの部分、内心の部分っていうのは、やっぱりどうしても時代が進むにつれてなかなか最初に培った、古いと言ったらあれですけど、男女共同参画とはちょっと離れた部分の感覚というのがあるというか残っているというか、そういう方もいるわけではあります。やはり今後についてはしっかりと、地域においても、そして企業においても、また企業を離れて地域に戻るといふ言い方が正しいか分かりませんが、しっかりと町としていろいろな人たち、子どもも含めてですけど、その意識を高めていくように町として仕掛けていくというか、取り組んでいただきたいっていうのは考えているわけではあります。

先ほど町長からも男女共同みんなの会、私もおととしから参加させて、参画させていただけるわけですが、その会についても答弁いただいたわけではあります。そういった男女共同みんなの会、そして女性団体連絡会、女団連についても、やはり今コロナ禍の中でなかなか活動というものが、私も男女共同みんなの会の会員でもあるので、去年は余り活動できなかったなという事は感じているわけであります。

再質問、ちょっと一つ、二つしようかと思うんですけど、まず学校についてちょっと一つお聞きしたいのが、例えば学校において、男女共同参画の例えば勉強というか学習意識を高めるといふ、何か教材を使っているのかどうか、あるいはどういった授業をされているのかというの学校の場面でちょっと一つお聞きしたいと思います。

そして、企業については町長から大分ご答弁いただいたんですけど、地域、どの地域というか、坂城町全体でもいいんですけど、特に男女共同参画みんなの会と女団連については発言いただいたんですけど、こういう取り組み、いいのではないかとか、こういう取り組みをしている、もっと推進したいというものがあればちょっと紹介を、紹介というか、ちょっとこの場面でお聞きしたいんですけど、その2点についてお伺いいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、学校における男女共同参画の取り組みについてということであります。

先ほどの中にもありましたが、学校における共同参画社会に向けた取り組みにつきましては、人格形成、こちらの基礎を築く上で重要な時期にあたります小学校、中学生期において、学校での教育や生活を通じ、男女平等の意識、人権感覚を学ぶことが大変重要であるということが学習指導要領の中でも示されております。

これに基づきまして、坂城中学校では職場体験学習などを通じまして子ども達の働くことの尊

さ、これと併せて役割を性によって固定しない、個人の特性によって分担し男女の共同することの大切さ、こちらを認識すると。自らの人生設計を考えるキャリア教育を推進するといったことで、男女共同参画社会実現に向けた取り組みといったことを行っているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 地域で推奨できるような取り組みはというご質問でありますけれども、先ほども町長のほうから答弁も申し上げましたとおり、自主的に取り組んでいただいている男女共同みんなの会、そういった団体の中には地域の中にそういった会を設けて、自分の地域の中で懇談会をやったり、勉強会をやったりというようなことを取り組んでらっしゃるところもあるというふうに聞いております。

そうしたグループが広がっていくということが、男女共同参画につきましては大変意義のあることというふうに考えております。そうした地域の取り組み、さらに進んでいけばというふうに思っているところでございます。

3番（山城君） 繰り返しの答弁という形になっちゃうのかもしれませんが、今各課長から答弁をいただきました。そうですね、男女共同参画については、どこまでやったら意識が高まったのかとか、どこまでやったらこれで完璧だっていうものは恐らくないのではないかなと個人的には思っています。

だからこそ、前回の12月議会の質問ともつながるんですけど、役場の職員さん、町長含め役場の職員の方々の努力だけでは当然不完全なものでしょうし、また企業において努力をされたところでもそれはまた不完全でしょうし、また、地域、学校においてだけでもそれは不完全だとは思っております。だからこそ今回の質問で学校・地域・企業ということを列挙して質問をさせていただきました。

やはり男女共同参画についても、町長の答弁じゃないですが、SDGsの推進というところにもつながりますし、LGBTというで性的マイノリティの方の話も若干ですがしていただいたとおり、やはり誰もが生きやすい、男女、男も女もっていうわけではないですが、どの性別であっても輝ける生きやすい社会をこの町においてもさらに進めていってほしいなと思っております。

この質問の最後のまとめになりますが、今回のことで男女共同参画について日本が世界の中でどのような状況にあるかというのは私の方から少し述べさせていただきましたが、坂城の状況はどうなのかということは以前から関心を持っておりました。この質問を通じて学校や地域・企業が様々な取り組みをされていることが改めて分かりました。これらの取り組みがあるから坂城町民はその意識が高いと、ほかの地域から坂城の人たちってその意識が高いんだねと褒めてもらえるような、そんな町にさらにしていってほしいなと思っております。

そして、その町、さらに高まって時に、その町に誇りを持てるような、誇りを持ってさらにいけるような、いけるようになお一層の啓発の活動に町としても、そして男女共同みんなの会に参加して、参画している私としても取り組んでいきたいと思っております。

そういうことで、これからコロナも見据えて、また来年、失礼しました、今年もまだちょっとオリンピックがどうなるか分かりませんが、世界中の方がもし仮に来られたとして、また、オリンピックがあった時にはしっかりと、この町も世界に誇れる町として堂々と胸を張っていけるようにしていけたらなと思っているということで、以上で今回の私の一般質問を終わりにさせていただきます。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時51分～再開 午前11時01分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

2番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

日本は、国土の約3分の2、約66%が森林で、世界有数の森林大国と言われています。資源の少ない我が国にあって、森林資源は潤沢であります。そして、森林には様々な働きがあり、それは多面的機能と呼ばれ、普通、経済資源としての機能と環境資源としての機能に大別されます。

日本学術会議の「地球環境・人間生活に関わる農業及び森林の多面的な機能の評価について」というレポートによると、森林の有する機能を貨幣に換算すると、年間70兆円を超える価値を生み出しているのだそうです。

経済資源としての機能は、木材やキノコなど林産物を生み出す機能のことです。環境資源としての機能には、洪水や渇水を緩和し水質を浄化する水源涵養機能、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害防止機能、安らぎや憩いの場を提供する保健・レクリエーション機能、多種多様な動植物が生息・生育するなど生物多様性を保全する機能、二酸化炭素を吸収し貯蔵する地球環境保全機能などが挙げられます。

森林の有する環境資源としての機能は、公益性が高いことから、公益的機能と呼ばれ、この表現は最近よく耳にします。

だが、そこで、今日全国的に大きな問題となっているのは、森林、特に人工林が荒廃化し、こうした多方面に有益な機能が働かなくなっている現状です。

そこで、当町はどうか。四囲を山に囲まれ山には草木が生い茂り、山林・森林を形成しています。遠くから眺める分には、生まれたときから変わらない風景です。町土の総面積の約67%、約3,600ヘクタールが森林です。その私たちの周囲にあるのが珍しくもなく、当たり前森林が、今回の一般質問の第1のテーマです。

10年前の坂城町第5次長期総合計画の中の資源を生かす林業振興という節に、このような記述があります。「森林は単なる経済的価値を有するのではなく、二酸化炭素吸収、環境保全、景観、災害防止、さらには自然教育など、地域社会にとって不可欠な社会的・文化的価値を有して

います」。それに続けて、「にもかかわらず、個人所有林を中心に、成木期に達した多くの森林がそのままになっており、除間伐などを実施し、健全な森林を造成することが大きな課題だとされています」とあります。何とかしなければいけないということです。

そして、10年後の今般、今後10年間の町の最上位計画、坂城町第6次長期総合計画が間もなく策定される運びだと思いますが、その素案の中でも、10年前と全く同じ「資源を生かす林業振興」というタイトルで、同様の現状認識が示されています。

以下、素案の記述を引用します。「木材をはじめとする林産物の供給のみならず、自然環境や景観の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、災害防止など、地域社会にとって重要な公益的な機能を有しています。しかし、町の森林の多くを占める民有林において、後継者や担い手不足から、成木期を迎えたにもかかわらず適切な管理がされていない森林が増加しており、森林の有する公益的機能の低下が懸念されています」とあります。

つまり、ほとんど同じことが言われています。10年前も今も豊かな森林資源が十分に生かされることなく放置されているという現状認識は変わっていません。そして、10年前と10年後の現在、この現状と課題の認識は正しいと思います。違いがあるとすれば、10年前は多面的機能といい、この頃は先ほども言いましたが、公益的機能という表現が使われています。それは恐らく平成27年、2015年の地球温暖化防止の新たな国際的枠組みであるパリ協定採択以降、特に温室効果ガスの吸収源としての森林の役割が、より強調されるようになったからだと思われます。

いずれにしても、山が荒れている、森林が荒れている状態だと、森林が有する多面的機能・公益的機能は発揮されないわけで、森林の整備と管理の適正化を推進しなければならないというのは、全くそのとおりだと思います。

そこで、必要となるのが、森林の整備と管理の適正化を推進するための財源です。その財源確保のために、長年にわたって森林環境税創設の運動が全国的に展開されてきました。そして、ついに平成31年、2019年3月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、同年4月から一部が施行されてきたということを、遅ればせながら知りました。

その法律によって、森林の整備と適正化に向けての道筋が具体的になり、坂城町の第6次長期総合計画の中の第3章第2節の資源を活かす林業振興の施策の内容が充実し、重要業績評価指標であるKPIも示された。その記述は具体的で、俄然活気づいた印象を持ちます。その点で、第5次長期総合計画とは格段の差があるように思います。

そこで、森林環境税及び森林環境譲与税を基にした森林整備の切り札とも言うべき森林経営管理制度について、それを中心に質問をします。

1、林業振興について。

イ、森林経営管理制度について。

①平成31年度から施行された森林経営管理制度とは、どういう制度か。概要を教えてください。

②町内に適切な経営管理がなされていないとされる森林はどのくらいあるか。何ヘクタールあるか。

③第6次長期総合計画の素案において、森林経営管理権の設定の目標値が140ヘクタール（令和3年から7年度の合計）とありますが、経営管理権とは何か。また、140ヘクタールという目標値設定の理由はいかなるものか。

ロとして、第6次長期総合計画にある森林整備面積の指標について。

①ここで言う森林整備とは、具体的にどうすることか。

②基準値5ヘクタール（令和元年度）は、どこの森林を指すか。これ、昨日の同僚の一般質問の答弁で出てきたと思いますが、もう一度お願いします。また、目標値を100ヘクタール（令和3年から7年度の計）として、そうした理由は。

③森林譲与税について。昨日の同僚議員の一般質問にもありましたが、法律により森林環境税が令和6年、2024年度から国税として住民税納税義務者から一人年額千円を市町村が賦課徴収することになりました。全国で約6,200万人が対象になるそうです。そして、国に払い込まれた森林環境税の税収に相当する金額が、森林環境譲与税として各都道府県、各市町村に按分、譲与されるとのことです。

ただ、森林環境税徴収は令和6年度からですが、森林環境譲与税は令和元年から国からの譲与が開始されています。そして、都道府県、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、森林整備やその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用できるとあります。当町では令和元年度及び2年度、いくら譲与され、それはどのように使われたか。また、今後は何に使う予定かお聞きします。

最後に、ハですが、森林資源、特に間伐材の利用について。これは昨年の同僚議員の質問と重複しますので、適度に割愛して下さって結構であります。

①当町における現在の利用状況は。また、第6次長期総合計画に木質バイオマスエネルギー利用の促進を図るとありますが、今後どんな利用が実現可能と考えられているか。

②として、そのための具体的な支援内容はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

1回目の質問は以上です。

商工農林課長（竹内君） 林業振興についてのご質問に、順次お答えをいたします。

初めに、イの森林経営管理制度についてでございますが、国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽された杉やヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしております。

一方で、森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等によ

り、森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われずという事態が発生しております。森林の適切な経営管理が行われず、災害防止や地球温暖化防止など、森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなるほか、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しております。

このような中、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るため、平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度がスタートいたしました。

この制度の概要といたしましては、適切な経営管理がされていない森林につきまして、市町村が森林所有者に所有する森林を今後どのように経営管理していくのか、意向調査を行います。所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答された場合は、市町村と協議の上、必要に応じて経営管理の委託手続を行います。市町村に経営管理を委託した場合、林業経営に適した森林は、市町村が森林組合など林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行うこととされております。

この制度により期待される効果としましては、林業経営が可能であるにもかかわらず、放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与するとともに、間伐や伐採後の再造林を行うことにより、土砂災害等のリスクが低減し、町民の安心、安全に寄与するものとされているところであります。

次に、町内の適切な経営管理がなされていないとされる森林の面積のご質問でございますが、町内約3,600ヘクタールある森林のうち、私有林かつ人工林は約900ヘクタールで、そのうち、県で管理する保安林や過去に施業履歴があるもの、また、今後林業経営者等による整備計画が予定されている森林面積を除いた約590ヘクタールを見込んでおります。この対象となる森林、約590ヘクタールにつきまして、林班ごとに防災減災等公益的機能が見込まれる環境林と、林業経営、資源活用等が見込まれる生産林の2つに分け、立地や森林資源などの観点から、森林を点数化して評価し、順位付けをして順次整備を行ってまいります。

次に、森林経営管理権と目標値に関するご質問でございますが、第6次長期総合計画案の中で目標値に定めている森林経営管理権につきましては、森林経営管理制度において管理を委ねる森林所有者と市町村が経営管理権を設定し、市町村が管理していく森林の所在や状況、経営管理の方法等を定めるものでございます。

経営管理権を設定した森林は、その後、林業経営者に再委託していくこととなりますが、長野地域振興局管内では、県を中心に、管内の市町村と森林環境譲与税を使った取り組みについて協議を行う中で、林業経営の効率化や森林管理の適正化という観点から、経営管理権の設定と同等となる森林所有者、林業経営者、市町村による三者協定という形で対象森林の経営管理を行って

いくこととし、管内の市町村において順次準備を進めているところでございます。

この三者協定では、森林所有者と林業経営者及び町の三者で協定を締結することになり、事務の効率化が図られるとともに、それぞれの責務も明確化された形となっております。

また、第6次長期総合計画案における森林経営管理権の設定に係る目標値につきましては、令和4年度から年間約35ヘクタールの三者協定を進める計画を立てており、令和7年度までの4年間における経営管理権の設定目標を140ヘクタールといたしたところでございます。

次に、ロの森林整備面積の指標についてお答えをいたします。

森林の整備については、間伐だけではなく、森林の状態に合わせて、下草刈りや枝打ち、また植樹などのほか、作業道の開設など様々な整備を実施しておりますが、このような森林に係る手入れを総称して森林整備としております。

第6次長期総合計画案における森林整備面積は、町が実施主体となつて行う森林整備面積で、基準値の5ヘクタールにつきましては、令和元年度に和平の町有林で実施した切り捨て間伐の実施面積でございます。

また、目標値の100ヘクタールにつきましては、町有林の整備面積として年間4ヘクタールを見込み、令和3年度からの5年間で20ヘクタール、森林経営管理制度による三者協定により森林整備を進めていく面積として、年間20ヘクタールを見込み、令和4年度から4年間で80ヘクタール、合わせて100ヘクタールを目標値といたしました。

次に、令和元年度から全国で譲与が始まりました森林環境譲与税の用途についてでございますが、令和元年度においては200万円の譲与を受けておりまして、対象森林の抽出や傾斜角度による区分、路網図など26種類の基礎図を作成いたしました。また、令和2年度では、その基礎図を基に、環境林と生産林の区分により林班ごとに点数化し、整備を進める優先順位を決定したところであります。令和2年度における譲与は、400万円でございます。

なお、各年度で発生した残額につきましては、令和元年度に創設した坂城町森林づくり基金に積立てをして、今後の森林経営管理制度に基づく森林整備、地域産材の活用及び林業振興施策に活用していく予定でございます。

令和3年度では、森林所有者への意向調査に伴う委託費、また、環境林の整備計画を作成するための調査委託のほか、町の植樹祭・育樹祭や自治会、地域の団体等による森林作業の際にご利用いただくのこぎりや根葉切りなど、備品の購入も予定しているところでございます。

次に、ハの森林資源の利用についてお答えいたします。

当町における森林資源の利用状況は、間伐材を利用した取り組みとして、規模は大きくありませんが、キノコ栽培を行うためのほだ木への活用を支援しているほか、松くい虫被害による枯損木の活用として、チップ化を行ったり、バイオマス発電所に搬出して発電に必要なエネルギーとして再利用するなど、県の森林税を活用しながら森林資源の再利用に取り組んでおります。

育てる林業から利用する林業へと変わってきていることを踏まえ、林業経営者とも連携し、今後さらなる間伐材の有効活用について検討を進め、また、チップ材やペレット材の利用促進とともに、ペレットストーブなどの導入支援を図りながら、林業振興につなげてまいりたいと考えております。

2番（小宮山君） 今のご答弁で、イメージがだんだん湧いてまいりました。

ちょっと2回目の質問いたします。

今、対象面積が590ヘクタールだということですが、対象となる森林の条件はどんなものなのでしょうか。公有林とかつてのは恐らく入らないと思うんですが、そこを確認したいと思えます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

590ヘクタールについてでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、町内で私有林かつ人工林において、まず、県で管理をする保安林や、過去に施業履歴、要は、森林組合などで手を入れたもの、また、林業経営者・森林組合等による整備計画が予定されている森林を除いた部分の私有林かつ人工林ということで予定をしているところでございます。

2番（小宮山君） そうすると、町有林、三百八十どのくらいでしたか、400ヘクタール弱ってというのは、この森林経営管理制度の対象にはならないのでしょうか。

商工農林課長（竹内君） 町有林につきましては、公有林という形になりまして、この経営管理制度の中においては、公有林、要は、町有林も含めてになりますけれども、そちらは除くということにされておりますので、そちらの町有林につきましては、通常の林業振興の中で行っていくという形になります。

2番（小宮山君） よく分かりました。

それで、森林譲与税が前倒しで令和元年度から譲与されて、それで、早速坂城町はそのお金を使って本格的な整備作業の前の準備といいますか、それがもう既に始まっているということで、ほかの市町村をちょっと調べましたところ、とりあえずは、何かそれ用の基金をつくって、とりあえずためておくっていうような形で、何らか具体的なアクションがまだ起こされていない、まあそれぞれの市町村のご事情があるから何とも言えないんですが、それに対して、坂城町は対象森林の抽出、その基礎づくりですか。それとか、その選定ということももう行われてきていると。それで、令和3年度、来年度ですが、それは、今のご答弁では、意向調査っていうことが中心になるっていうふうにご答弁いただきました。

それで、令和3年度の予算書を見ると、森林環境整備推進事業費として422万5千円が計上されています。この財源というのは、今の森林環境譲与税、その交付された分なのか。それと、意向調査ということですが、その意向調査はどんな、その調査の内容、進め方、それはどんなふうになって計画されているのか、お聞きしたいと思えます。

商工農林課長（竹内君） まず、財源の関係でございますけれども、森林環境譲与税につきましては、特定財源ってことではなくて、一般財源化をされるということの中で、要は、その部分については予算書には出てまいりませんけれども、譲与税の分については、今回の森林管理制度に関わる事業に使っていくという形になります。

それから、令和3年度の事業の関係ですけれども、基本的にはアンケート調査ということで、町内でも、先ほど申し上げた環境林・生産林という区分の中で優先順位をつけてまいります。その中で、優先順位1番のところから順次意向調査、アンケート調査という形になろうかと思っておりますけれども、今後の管理について、委託するのか、自分で、ご自身でやられるのかということで調査をしてまいります。その調査と併せて、各地域での説明会という形でも行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

2番（小宮山君） その意向調査の範囲なんですが、それは全町にわたって行われるのでしょうか。そのことを再質問いたします。

それと、422万5千円がいろんどこに使われるっていうようなことなんですけれども、意向調査にはどのくらいの金額が使われる予定なんでしょうか。

商工農林課長（竹内君） まず、意向調査の範囲でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、優先順位をして、その中で、その優先順位の、まあ林班ごとで優先順位をつけていく形になりますが、林班ごとで優先順位をつけた中での区域についてのアンケート調査を進めていくという形で予定をしております。

なお、令和3年度においては、まず、環境林のほうで14ヘクタールぐらい、それから、生産林については27ヘクタールということで、約40ヘクタール、41ヘクタールになりますか。そちらを予定しているところでございます。

また、委託費についてでございますけれども、こちらにつきましては、アンケート調査を実施にかかる情報の整理、それから調査書類の作成、それからアンケート調査の集計、要は、結果を集計しなければなりませんので、そちらを含めた報告書の作成までを含めた委託をしていきたいということで予定をしております。そちらの委託については378万5千円、こちらを、まあコンサルのような形になろうかと思っておりますけれども、そちらのほうへ委託をしまいるという形で予定をしております。

2番（小宮山君） 了解しました。

まだいろいろあるんですが、この森林環境の整備事業とか森林経営管理制度をうまく機能していったら、坂城町では、手入れの行き届かない590ヘクタールの人工林、私有林ですね。私有林の人工林は、ざっと何年後に解消される予定でありましょうか。

商工農林課長（竹内君） 町の森林が整備されるのに何年かかるかということでございますけれども、かなりの数がございまして、当然、先ほど申し上げたとおり、三者協定に基づいてやってい

くと。また、不在地主の場合については、公告をしたり、一定の手続を踏んだ中での経営管理権の設定という形になりますので、今ここでどのぐらいというのはなかなか言えませんけれども、多分相当な時間がかかろうかなというふうには考えております。

2番（小宮山君） 20年ぐらいでいかがでしょうか。（笑声）いずれにしましても、この新しく始まった森林管理制度、それを活用した森林整備というのは、大いに期待の持てるものだと思います。20年後、手入れの行き届いた森林を次の世代につなげることができるよう、着実な施策展開を願い、次の質問に移ります。

2番目として、一般廃棄物処理について。

イとして、ごみの分け方・出し方の冊子について。

予算書の清掃総務一般経費の印刷製本費、カレンダー・パンフレットとして380万7千円が計上されています。主にごみの分け方・出し方の冊子が新しくなり、その費用に充てられるものだと思いますが、その新しくなる冊子についてお聞きします。

①改訂版は、前の版と内容にどんな変更点がありますか。

②に、いつ配布が行き渡るといふか、配布される予定かお聞きします。

ロとしては、葛尾組合焼却施設についてです。

住民の方から、古い布団をまとめて片づけたいが、葛尾へはいつまで引き取ってもらえるのか、持っていくことができるのかと聞かれました。10月に試運転、来年の4月より本稼働とは前々から聞いておりますが、その試運転という言葉の具体的な内容、それが分かりませんので質問をします。

①B施設への移行のスケジュールは。また、葛尾組合焼却施設はいつまで操業をするのか。

②として、B施設が本格稼働した後は、葛尾組合の焼却施設は不要ということになるんでしょうか。その場合の跡地の利用計画についてお尋ねします。

1回目の質問は以上です。

町長（山村君） ただいま小宮山議員さんから、2番目としまして一般廃棄物処理について、イのごみの分け方・出し方の冊子、ロの焼却施設の移行についてとご質問がございました。なぜかいつも小宮山さんのご質問のとき、残りが5分とか、そういうこと多いんですけども、今日は21分もありますので、じっくりと答えたいと思います。

まず、2番目の一般廃棄物処理についてでございます。

イのごみの分け方・出し方の冊子の改訂版の内容であります。現在の冊子につきましては、平成27年度に作成してから6年が経過し、新たな転入者の方などにお渡しできる在庫が、残り僅かとなってまいりました。

また、令和3年度は、可燃ごみの焼却がB焼却施設へ移行するタイミングであり、新年度予算にて日本語版のほか、英語・ポルトガル語・中国語・タイ語・ベトナム語の5か国語の冊子の作

成も予定しており、施設のスムーズな移行と、再度ごみの分別徹底などの周知を図ってまいりたいと考えております。

新しく掲載する内容であります。まず、令和3年10月から試運転を開始するB焼却施設に関する案内を含めることとしております。B焼却施設へ移行するにあたり、ごみを収集所に排出する場合は変更がございませんが、施設へ直接搬入する場合の受付時間やごみの出し方などが変わってまいりますので、施設への経路も含め、具体的に掲載する予定であります。

また、分別に迷った際にご覧いただくごみ・資源物分別参考集につきましては、問合せが多い品目など、掲載する品目を増やし、より詳しい分別方法を示したいと考えております。

なお、SDGsやエシカル消費、食品ロスについての啓発とともに、ごみの減量・資源化推進のための施策の一つである生ごみ処理機、堆肥化容器の購入への補助や、通年で受入れをしている紙類のリサイクルボックスにつきましても、引き続き掲載し、さらなる利用促進を図ってまいります。

続いて、配布予定についてのご質問ですが、B焼却施設が稼働開始するまでは、葛尾組合ごみ焼却施設で焼却を行っていくことから、混乱を避けることなども考慮し、適切な時期に全戸配布してまいりたいと考えております。

また、B焼却施設の稼働にあたり、ごみや資源物について関心が高まる機会と捉えており、新たな冊子を利用して、町内各地区でごみ減量化・資源化懇談会も開催してまいりたいと考えております。

次に、口の焼却施設の移行についてでございますが、初めに、移行のスケジュールと葛尾組合焼却施設の操業についてでございますが、B焼却施設の建設工事は、現在のところ順調に推移しており、予定どおり試験運転から開始し、令和4年4月の本稼働に向け準備を進めております。

長野広域連合では、試験運転期間中は、坂城町、千曲市から排出される可燃ごみの全量を受入れ、焼却処分し、運転状況を見る中で、長野市から受け入れるエリアを決定していく予定となっております。

葛尾組合ごみ焼却施設につきましては、9月30日をもって可燃ごみの受入れを終了し、10月1日からは全量をB施設で試験運転を行うために運搬することになりますが、それまで受け入れた可燃ごみにつきましては、ピット内の全てのものを償却した段階で業務を終了します。従いまして、その分を燃やしますので、10月以降も残りの分は燃やすということになると思います。

次に、跡地の利用計画はということですが、長きにわたり稼働してきました葛尾組合の可燃ごみ焼却施設は、B焼却施設の稼働により解体撤去する一方で、葛尾組合としましては、また老朽化が著しく、令和元年の東日本台風では浸水被害を被った千曲市の上山田不燃物処理場の施設が課題となっているところであります。上山田不燃物処理場の機能を葛尾組合敷地内へ移

設することも選択肢の一つとして、地元地域の皆様とも協議をしていながら、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

2番（小宮山君） 分かりました。

ただ、昨日の同僚議員の一般質問にもありましたが、前回、昨年12月の議会で、その答弁の中でこういうことをご答弁、このような答弁をいただきました。現在は可燃ごみとして処理しております製品プラスチックにつきましても、収集品目対象とする方針が国として固まっております。令和4年度以降の施行を目指して、現在、環境省、経済産業省両省で法案の作成作業を行っているところでございます。そういうご答弁をいただきました。だもんで、4年度から始まるのかなと。プラスチック製品の扱いが今までとは変わるのかというふうに思いました。

さらにです。最近、令和3年1月29日付で中央環境審議会から、今後のプラスチック資源循環施策の在り方について、環境大臣に意見が具申されました。その中で、家庭から排出されたプラスチック製容器包装また製品については、プラスチック資源として分別回収することが求められる、まとめてですね。容器包装と製品、今までは別なんですけれども、それをまとめてっていうこと、それが求められるとありました。

そんなこともあって、現行のプラスチック製品の分別の仕方とか出し方が、今後を見据えてというか、今後と言っても、来年とか再来年とかっていう、それを見据えて前倒しで変わるのかなと思いました。心配もしました。けれども、当面は今までの、従来のごみの分け方・出し方が千曲市、坂城町同じですけれども、そういう分け方・出し方が当面は継続していくということで、そういうことでよろしいんでしょうか。

また、国の動向次第では、また、ごみの分け方・出し方についての冊子が、さらに改訂版として出す必要というようなことも想定なさっているのかどうか、2回目の質問をします。

住民環境課長（関君） 先ほどのご質問、硬質プラスチックの一括回収が始まった場合に、ごみの分け方冊子のものについては再発行、改訂版をつくるのかといった内容のご質問だったと思います。

昨日、栗田議員さんの質問にもお答えさせていただきましたが、硬質プラスチックの一括回収、これは、容器包装のプラスチック等、一括回収を国が目指しているということのようでございますが、まず、回収したものをどう処理していくのか、そういったものの制度設計がまだ示されてございません。まず、メーカー側がどんな作成をしていくかっていうことを今求めているということのようでございますが、私どもも集めたものを一旦中間処理をして、それをお渡ししていく手法を、どういった形になっていくかってことは全く分かっていないという状況でございます。

ただ、先ほど町長さんからもお答えしましたとおり、現在、冊子がもう残り僅かとなっております。ですので、住民の皆さんが必要だとしたときに、お渡しする部数が非常に不足してきてる

という状況であります。加えて、今年の10月からB焼却施設が移行します。直接搬入の仕方が変わってまいります。そういったものがありますので、現物を改訂版として作成しないと、皆さんにお渡しするものがなくなってしまうということでもあります。

ご質問の硬質プラスチック回収は、順次、坂城町と千曲市が集めたものを葛尾組合には持っていったるわけですが、それをどういった形でやっていくのかというのは、まだ見えてございません。そういったものが制度設計が始まって、運用が始まった段階、こういったときに住民の皆さんにお知らせをしなければならない、こういった状況になりますれば、改訂版も必要となることも一つでありましょうし、また広報、またホームページ等で住民の皆さんにお知らせする中で、分別回収、そういったものの制度を行っていかねばと、まあ将来的な話でございますが、そんなふうに考えてるところでございます。

申し訳ございません。答弁漏れがございました。当面の分別の仕方ということでございますが、それにつきましては、今までどおりという形で、冊子につきましても改訂をさせていただきますが、収集の方法と分別の方法につきましては、今までどおりという形になっております。

2番（小宮山君） 明解な答弁で、よく分かりました。

それで、跡地計画のこととも関係するんですけども、上田市とか長野市の場合は、硬質プラスチックを既に燃やさずに不燃物処理施設、資源化施設っていうところに持って行って処理している現状があります。先ほどの国の一括回収・分別、一括回収のそれが近い時期に予想されたとしたならば、プラスチック製品なども処理する、あるいは、それを資源化するような設備も必要となってくるのではないかと思います。そうした場合、今の上山田の不燃物処理施設では、先ほど町長さんもおっしゃられたように、老朽化とか、あるいは、台風のときに浸水したとかっていうようなこともあります。その上で新しいそうした設備っていうものが必要だと思われるので、私も今ある上山田の不燃物処理施設の機能プラス、プラスチック製品や何かの処理の設備、そういうのを加えた施設が、この跡地に建設されるのがいいのではないかなと私も思っております。

ただ、先ほど選択肢の一つだとおっしゃられました。それも選択肢の一つだとおっしゃられたんで、じゃあ、ほかの選択肢はあるのかと。どんなものが、まあアイデアでもいいんですが、あるのかお聞きします。

住民環境課長（関君） まず、先ほどの硬質プラスチックにつきましては、長野市のほうにも確認したんですが、議員さんおっしゃられるとおり、不燃として一旦は集めてございます。ただ、長野市は破碎機というものを持っておりまして、例えば、混合しているものにつきましては、鉄とプラスチックを分けて、鉄物に関しては再生する工場のほうに出していると。プラスチックに関してはどうしてるかといいますと、長野環境エネルギーセンターのほうで焼却してるということでございます。ちょっと上田の方法とはちょっと違うかなというふうに思っております。

施設の跡地の考え方なんですけど、先ほど町長からお答えしたとおり、当然上山田の、葛尾組合

の業務としましては、今やっているのは可燃、それから、不燃物の処理場で上山田でやっていることと、その他の業務もやっております。葛尾組合でやっている業務、そこにプラスして、住民の皆さんにご相談をする中で、跡地の考え方というのは、こちらのほうでもある程度の案を示す中で、住民の皆さんにご意見をいただきながら、そういったことの在り方、そういったものも考えていくということでございます。

2番（小宮山君） この選択肢についてご答弁いただけます。

住民環境課長（関君） 申し訳ございません。答弁漏れだったと思います。

まず前提として、上山田の不燃物処理場の機能、そういったものについては、移設して持っていくってということも選択肢の一つだということだと思います。

それから、もう一つの選択、それを大きく捉えることがあるかと思いますが、いわゆる先ほどのプラスチック、今の上山田に、不燃物処理場につきましては、硬質のプラスチックの扱いはしていません。プレス機があるだけでございますので、場合によっては、その制度が出てくれば、資源的なもの、硬質のプラスチックも含めたもの、そういったものも合わせた施設ということも一つの選択肢としては考えられますが、それにつきましては、法案がどういった形になるかもちょっと分かりませんので、様子を伺いながらということになるかと思えます。

一方で、跡地がもし、場所が傾斜地でありますので、土地がどの程度有効活用ができるかどうかということにつきまして検討する中で、地元の皆さんと協議をする中で、例えば、ポケットパークだとか、そういったものもストックヤードを整備したときには造りました。そういったことも調整しながらという形になるかと思えます。

2番（小宮山君） よく分かりました。

今回は、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時57分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

12番 塩野入 猛君の質問を許します。

12番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、新型コロナワクチン接種について。

第3波と呼ばれる新型ワクチン感染拡大は減少しつつありますが、いまだ終息が見えない状況であり、社会経済活動に大きな影響が続いています。そうした中で、我が国でもファイザー製のワクチン接種が始まりました。

そこで、新型コロナワクチンの接種についてお伺いをいたします。

イ、接種に向けて。

既に国による医療従事者への先行接種がされ、これから市町村が主体となって、65歳以上の高齢者から順次接種が始まります。国の接種方針は、妊婦を除き、原則として16歳以上に努力義務を求めています。もちろん接種するかしないかは、個々人の判断です。

町としては、新型コロナの終息に向けて接種の推進を図るのか、それとも、副反応や接種の不安などにより希望者接種に重点を置くのか、接種に向けての基本的な考え方を、まずお聞きをいたします。

次に、本町では文化センター体育館などで集団接種の方法を打ち出していますが、一方で、個別接種や工業特化の本町では職場接種の併用もありますが、それについてお考えをお聞きをいたします。

専決処分されました補正予算13号には、コールセンターの委託料が計上されています。コールセンターへは身近な疑問・質問が想定され、それに素早く的確な回答が求められますが、委託方式でそれが発揮されるのか懸念されます。どんなシステムが構築されるのでしょうか。

また、国や県においてもそれぞれコールセンターが開設されていますが、聞く側にとっては、どこのコールセンターを利用したらよいか戸惑います。町としては、国・県、そして、町の3段階の位置付けをどのように見ているのでしょうか。

また、コールセンターに関する国の利用指針のようなものは出ているのでしょうか。

政府は、ワクチンの摂取情報を国がほぼリアルタイムで把握し、接種状況や履歴の一元管理を図るシステムを国が開発するという報道がありました。また、厚生労働省でもワクチンの流通量を把握するため、ワクチン接種円滑化システムV-SYSを開発し、自治体などがそれぞれにデータ入力するということではありますが、こうした動きは進んでいるのでしょうか。

町では、新型コロナウイルス感染症対策本部の附属機関の位置付けで、今般、新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを立ち上げました。チームは対策本部と密接に連携して業務を遂行するとありますが、具体的な連携内容をお聞きをいたします。

チーム内には、課長クラスで構成する幹事会、それに所長・係長・保健師での実務者会が置かれていますが、両者はどのように動くのか、その内容を、その状況をお聞きをします。

また、対策本部、幹事会、実務者会と組織が存立し、組織が原因で遅れが生じることがないか、心配な面も浮かび気がかりですが、大丈夫でしょうか。お尋ねします。

急激に襲ってきた新型コロナ対策は、役場職員の業務に大きな負担が生じてきます。厚生労働省が発する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引には、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討するとあります。町職員の軽減負担についての対策をお聞きをいたします。

県は、小岩副知事が統括するワクチン接種体制整備室を新設、また、広域圏単位で地域振興局や保健福祉事務所などによるチームを設け、市町村をバックアップやサポートする体制でありま

すが、これまでに県組織とはどのように関わり、どんなことが進められてきているのでしょうか。
ロ、接種体制。

現時点での政府が示す接種目標では、4月以降65歳以上の高齢者、一般への接種は6月以降ということであります。町でも政府の段取りにのっとって予防接種実施計画や要領等を作成するため、それぞれの事項を精査しながら進めてるようであります。

しかし、ここに来て、河野太郎行政改革相は、承認したファイザー社製ワクチンの供給量が限られ、接種の遅れが避けられなくなったとして、練り直しを明らかにしました。そうすると、今進めている町の計画も変更せざるを得なくなってまいります。急変する事態に立ち向かわなければならぬことへの対策、対応はお考えでしょうか。

接種会場の流れの中には、医師の問診、接種後の経過観察がありますが、アナフィラキシー症状等の副反応などの接種過程で起きた症状への対策は整っているのでしょうか。

また、国が作成の会場イメージでは、1会場に医師・看護師・事務員の計15人程度の配置の例が示されているようですが、文化センター体育館での会場イメージはどんなでしょうか。

高齢者への接種対策はことのほか重要で、ひとたび施設クラスターが起きると、極めて危険で深刻な状態に陥ります。施設を重点に高齢者を守る体制を整える必要があります。そうしたことから、昨日の答弁にもありましたが、施設を巡回する体制を含めた検討がなされているというようですが、現在の検討状況をお聞きをいたします。

そして、最後に、接種に向けた問題点や課題などがありましたら、お聞きをいたします。

福祉健康課長（伊達君） 新型コロナワクチン接種について、イ、接種に向けてのご質問から順次お答えをいたします。

新型コロナワクチンについては、2月中旬から国立病院機構などの医療従事者に対する先行接種が開始され、現在は、その他の医療従事者等への優先接種も始まっております。一般の方への接種については、65歳以上の高齢者から順次実施することになる予定で、国では4月12日から開始するとしているものの、当面はワクチンの供給量が限られるということであります。

本格的な接種に向けては、いまだ不透明な状況が続いていますが、今回のワクチン接種については、疾病の蔓延予防上、緊急の必要があるものとして、予防接種法に規定する臨時接種に位置付けられており、市町村長は接種の勧奨をするとともに、対象者においても接種を受けるよう努めなければならない努力義務が適用されます。

こうしたことから、接種は強制ではありませんが、町としましては、対象者の方に接種をお勧めしていくとともに、接種の適切な判断をしていただくため、ワクチンの安全性や有効性、副反応の状況、国から示されている接種不適合者や要注意者についての情報を併せて提供してまいりたいと考えております。

次に、個別接種や職場接種の併用の考えについてでございます。

当町では、現在承認されているワクチンの特性などを考慮し、当面は集団接種を基本として考えているところではありますが、集団接種がどうしても難しい方や、管理が容易なワクチンが承認、流通した際には、個別接種の柔軟な対応も必要と考えております。

また、今回のワクチン接種は、住所地での接種を基本としていることから、従業員の居住地が様々な職場での接種については、今後の国の方針を注視してまいりたいと考えております。

次に、コールセンターにつきましては、多数の予約申込みが集中するとともに、多くの質問や相談が寄せられることが想定され、特にご質問のように身近な疑問・質問への対応を委託業者が行うことで、かえって町民の皆様にご迷惑をおかけしてしまうことも予想されます。

こうしたことから、町では、予約の受付と相談や質問への対応を整理し、委託するコールセンターはある程度予約受付に特化し、相談や質問については、保健センター内に専用電話や専用メールを開設し、直接対応する方向で検討しています。

また、国・県・町のコールセンターのそれぞれの役割としましては、国においては、ワクチン施策の在り方等に関する問合せ対応、県においては、医学的知見が必要となる専門的な相談など市町村では対応困難な問合せ対応、町においては、接種できる場所や接種券の取扱い等、一般的な問合せ対応ということが国から通知されておりますので、こうしたことも併せて町民の皆様にご案内してまいりたいと考えております。

次に、国が進めているシステムにつきましては、ワクチンの管理に主眼を置いた厚生労働省が所管するワクチン接種円滑化システム、いわゆるV-SYSと呼ばれるものと、接種記録を国単位でリアルタイムに把握するため、内閣官房情報通信技術総合戦略室が主導して開発を進めているワクチン接種記録システムがあり、ワクチン接種円滑化システムについてはおおむね完成し、一部稼働が始まっておりますが、ワクチン接種記録システムについては開発途中の状況と認識をしております。

次に、今回のワクチン接種に関しては、経験のない集団接種という形を想定する中で、膨大な事務や対応が短期間に発生することを踏まえ、町では、新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置し、全庁で事務を分散化し、確実かつ効率的な接種への対応を図ることとしております。

対策チームには幹事会及び実務者会を置き、幹事会では、全体的な接種計画や集団接種での運営職員の体制、実務者会での対応が困難な事項への対応等、全般的・総合的な事案の調整を担ってまいります。また、実務者会では、県等との事務的な対応や実務レベルでの課題への対応を行い、重要事項を決定する本部会議については、これまで同様、迅速かつ臨機に開催することとしており、それぞれの組織が役割を果たすことで、効率的な事務執行に結びつくものと考えております。

加えて、こうした体制により、特定の職員への負担の集中を防ぐことにもつながり、また、

コールセンターなど業務に応じて、外部委託や会計年度任用職員の雇用などにより対応しながら、職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。

また、県においても、今回のワクチン接種には、ワクチン接種体制整備室やワクチンチームを設置して対応しており、今後、各市町村で住民への接種が具体化してくると、様々な点での連携や助言もなされるものと考えております。

次に、ロの接種体制についてお答えします。

接種に向けた計画については、現状ではワクチン次第という面が否めず、流動的な対応を余儀なくされていますが、ワクチンの供給時には速やかな対応ができるよう、例えば、接種券についても、指示があればいつでも発行できる体制を整え、コールセンターの委託準備なども進めているところであり、今後も日々変わる情報を的確に捉えて対応していくことが重要だと考えております。

次に、集団接種会場でのアナフィラキシーなど副反応への対応であります。現在、町で検討している計画では、経過観察には保健師・看護師等の医療専門職を配置し、応急対応用の医療資器材を準備するとともに、集団接種での予診を行う医師は必ず複数名置くことで、どちらかが副反応等への迅速な対応を図れるようにしてまいりたいと考えております。

接種会場での一連の流れといたしましては、検温と受付、予診票の確認、予診、接種、接種済証の交付、接種後15分から30分程度の経過観察を想定しておりますが、予診に時間を要するとのシミュレーションもあることから、保健師等による予診前の相談コーナーの設置も検討しているところでございます。

また、集団接種会場での人員体制として、国の示すイメージでは、予診から接種のラインを2か所設定した場合に、医師2名、看護師等の医療職5名、受付・誘導等の事務職7から8名とされており、町でもこれを基本とした体制を整備したいと考えております。特に課題となる医療スタッフの確保につきましては、地域の開業医の先生方やスタッフの皆さんのご協力は不可欠になります。他方、通常の診療への影響も最小限に留めることも必要なことから、町では、比較的規模の大きな病院に、医師を含む医療スタッフの派遣をお願いしているところで、おおむね派遣に応じていただける方向で調整を進めているところでございます。

また、高齢者施設への接種対策でございますが、現在、町内の施設から入所者の人数等を報告していただき、巡回する場合の体制や時期等について検討をしているところでございます。

最後に、接種に向けた問題点や課題とのご質問でございますが、現状では、接種実施の具体的なスケジュールを確定できないことが、最大の問題であると認識しております。これにより、接種開始を起点とした接種券の送付、予約の受付、町民の皆様へのご案内ができず、接種日における実際の運営体制の確定もできない状況になっております。

スケジュール等につきましては、確定次第、町民の皆様にお知らせをしてまいります。こう

した状況は、ワクチンの供給が不透明であることが要因となっています。

ワクチンの供給見通しについては、様々な不確定要素があるとは思いますが、自治体の接種計画はもとより、接種対象となる多くの方にも影響する事柄でございますので、国におきましては、正確で確実な情報を余裕を持ったタイミングでお示しいただきたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 新型コロナウイルス対策に対応する特別措置法、感染症法等の改定で、時短営業などに応じない事業者、それから、入院を拒否した人への罰則というのが設けられました。野党は、「先に罰則あり」のもとには、総じて批判的であります。県の阿部守一知事は、「相当程度、抑制的に運用する必要がある。基本はお願い。協力ベースで行うことが重要だ」と、このように話されております。罰則導入と運用について、町の見解をお聞きをしたいと思っております。

ベッドの埋まり具合を示す病床逼迫度は、現在、東・北・中・南信という4地区ごとに示されていますが、これではちょっと広過ぎると、こういうことで、10広域圏単位で公表がどうかということが、今、浮かび上がってきているわけでありまして。これについて県のほうでは、受入れ医療機関が限られている、僅かの限られている圏域もあるので、10広域の単位での公表には否定的であるわけでありまして。県内の首長の意見もそれぞれ賛否、様々に分かれているわけでありまして。病床逼迫度を県内10広域圏単位での公表についてどのようにお考えか、以上2点をお聞きをいたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

まず初めに、法改正についての見解ということでございます。

2月の13日、新型コロナウイルス対応のための改正関連法が施行されたところでございます。一つは、新型インフルエンザ対策等特別措置法で、新たに蔓延防止等の重点措置として、知事から事業者への休業等の命令を認めたということ、それと、従わない場合には過料が課せられるということでありまして。もう一点については、感染症法で、これは入院勧告等に従わない患者への過料が設けられたということでございます。

改正の内容そのものについて意見を言う立場ではございませんけれども、いずれも罰則規定が設けられたということでございます。運用にあたっては命令ありき、あるいは罰則ありきということではなく、説明を尽くして、納得の上でご協力をいただくということが重要ではないかと考えているところでございます。

続いて、2点目、病床逼迫度の公表の仕方ということでございます。

10広域圏単位での病床逼迫度の公表についてでございますけれども、現在、ご質問にもありましたように、県のホームページでは、中等症及び軽症患者を受け入れる一般病床370床に対する入院患者の割合を病床逼迫度として、県内4ブロックの数値を公表しているというところでございます。より身近な地域の医療の現状を知ること、感染への注意を促し、感染予防対策へ

の意識を高めるといった効果は期待される場所ではございますけれども、一方では、過度な不安を招くおそれも危惧されると考えております。

また、人口規模あるいは医療資源が大きく異なる広域圏単位での公表につきましては、住民の皆さんの誤解を招かないように、公表元である県においてメリット・デメリットを十分にご検討をいただきたいと思いますと考えております。

町としましては、数値の公表そのものよりも、実際に入院者が増加すれば、これは第3波のときもそうだったんですけれども、圏域にとらわれずに、全県での入院調整がされるということになりますので、日頃からそうした状況に備えた体制を整えておくということが、より重要ではないかと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 新型コロナウイルスの闘いがどこまで進んでいるのか分かりません。しかし、大きな転換期にあることは間違いありません。ワクチン接種がスタートをいたしました。国や自治体は安全面の対策をしっかりと行い、滞りなく進めていく必要があります。

一方で、日程優先などで接種を急ぐことは、不安や疑問など様々な課題を置き去りにしかねません。現実と問題・課題を見極めながら、着実に準備を進めていただきたい。今は、国内第3波を抜け出す正念場にあります。ワクチン接種が始まって、マスクや手洗いといった地道な対策は続けなければなりません。気が緩むムードが広がらないよう、用心することを保ちながら、新型コロナ終息を願い、次の質問に移ります。

2、国道18号バイパスについて。

国道18号バイパスの質問は、前回は平成27年9月の第3回議会定例会で行いましたが、今回で通算7回目になります。

私の家の僅か数十メートル東側には、枯れ草が残るバイパス予定地が網掛地域を縦断しております。その予定地を見るたびに、何も変わらずに時が過ぎていってることへの思いが強まっています。

そこで、これから国道18号バイパスのこれまでの経過と建設促進に向けてご質問をいたします。

イ、これまでの経過。

バイパスの建設の動きが始まって、もはや半世紀が過ぎる状況になってきております。また、平成23年に事業化され、既に10年が経とうとしています。

初めに、前回質問した平成27年度以降の国道バイパスの取り組み経過と、現在の状況をお聞きをいたします。

次に、前回質問で、平成26年11月に開かれた坂城更埴バイパス坂城町区間用地測量・物件調査説明会の中で、用地交渉は小網・網掛区間と、それから、月見・上五明区間に分けて、小網・網掛区間を先行して進めるという説明がありました。小網・網掛区間は、鼠橋を起点に、コ

コミュニティー月見付近の町道06号線までの2.7キロメートルということが分かりました。現在も坂城町区間全長3.8キロメートルを小網・網掛区間と月見・上五明区間に分けた二段階方式で進めているのでしょうか。お尋ねをいたします。

また、現在の用地取得の状況はどんなでしょうか。その中の小網・網掛区間と月見・上五明区間のそれぞれでは、どんな取得状況でありましょうか。

当時、事業の推進に十分な予算確保ができなかったことから、用地取得の不足分を国の用地国債として依頼により、坂城町土地開発公社がその一部を先行取得いたしました。その土地開発公社の先行取得費は、今どんな状況にあるのでしょうか。また、公社の先行取得は今も続いているのでしょうか。お聞きをいたします。

町には、国道バイパスの早期建設整備を促進することを目的の坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会が平成17年に設立され、坂城町長を会長に、議会、商工会、農業委員会、区長会をはじめ、多くの団体、組織が一緒になって、坂城更埴バイパス坂城町区間の早期建設を目指しています。

ところが、これまで活発な動きは見られずに、今年度も新型コロナウイルスの影響もあり、動きは停滞気味であります。同盟会がここ数年どのような事業を進められてきたのかをお聞きをいたします。

また、千曲市長が会長を務める新国道上田篠ノ井間建設期成同盟会も、長い年月にわたりバイパス建設に向けた要望活動が繰り広げられてきました。新国道同盟会のこれまでの動きも併せてお聞きをいたします。

ロ、建設促進に向けて。

今、バイパス予定地を見渡しても、ほんの少しの土砂が運ばれ、土盛りのある箇所とNTTドコモの基地局の移転が見られるぐらいで、依然として工事に向かう気配はありません。令和3年度はどのくらいの予算付けが見積もられ、どのような動きになるのでしょうか。伺います。

また、バイパスの建設費用の総額と、これまでにどのくらいの費用が注ぎ込まれ、その額は総額の何%にあたるのでしょうか。

コロナ禍にあって、建設促進に向けては自粛もやむなきの状態ではありますが、早期供用開始に向けての足を止めるわけにはいきません。町のこれからの行動予定はどんなでしょうか。お聞きをいたします。

建設促進に向けては、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の活発な行動が期待されます。同盟会の活発な活動へ向けてのお考えもお聞きをいたします。

また、新国道上田篠ノ井間建設期成同盟会も、長い年月にわたりバイパス建設に向けた要望活動が繰り広げられました。新国道同盟会のこれからの動きも併せてお聞きをいたします。

一方で、用地買収に応じた地権者はじめ、バイパス予定地の網掛区の沿線住民からは、バイパ

ス建設の状況や進行状況についての情報が全くわからないという声が聞こえてきます。定期的とはいかないまでも、年に2、3回ぐらいの情報提供は欲しいところであります。長野国道事務所への働きかけをして情報提供をしていただきたいが、いかがでしょうか。

そして、最後に、これまでの経過や、これからの建設促進に向けての問題点・課題等がありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから、2番目の質問としまして、国道18号バイパスについて、これまでの経過、建設促進に向けてということでご質問いただきました。私からは、国道18号バイパスのこれまでの経過を中心に、全般的なことをお答え申し上げまして、その他詳細につきましては、課長から答弁をいたします。

まず初めに、国道18号バイパスや県道坂城インター先線、上田坂城バイパスと坂城インター先線を結ぶ町道A09号線の道路改良など、町の幹線道路のインフラ整備は、渋滞の解消等による利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展や地域の活性化に不可欠なもので、さらには防災面からも非常に重要な交通対策でございますので、早期事業化、早期完成ができますよう、積極的に要望活動を展開してまいりたいと変わらぬ考えでございます。

まず、国道18号バイパスのこれまでの経過についてのご質問ですが、ご案内のように、坂城更埴バイパス3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、測量、地質調査、道路予備設計、関係機関との協議に着手いたしました。

平成27年度以降は、関係区長と打合せを行い、小網・網掛地区の地権者に向けて個別相談会が開催され、上五明地区・上平地区においても、それぞれ事業についての説明会が開催されたところでございます。

平成28年度と平成29年度につきましては、用地交渉、用地買収を進めるとともに、各地区からの要望事項について協議を重ね、町といたしましても、長野国道事務所と一緒に調整を図ってまいりました。

また平成30年度には、用地買収が整った網掛地区において、坂城町区間で初めてとなる木柵設置工及び工事用道路新設工事が施工されたところでございます。併せて、月見地区・上五明地区についても、用地測量説明会、境界立会い、用地測量が実施されております。

令和元年度については、地権者の皆様に対して、測量結果の確認のための個別説明会、補償内容確認のための個別相談会を行い、その後、契約の締結に係る個別説明会が実施されております。

令和2年度におきましては、引き続き用地買収を行い、そのほか、月見地区の県営の村上団地周辺の立会いや上五明地区建設予定地の地盤調査及び埋蔵文化財の試掘調査を行ったほか、昨年12月には、協議に時間を要した国道バイパスと県道上室賀坂城停車場線の交差点に係る上五明地区住民説明会を行い、住民の皆様からご承諾をいただいたことから、今後、詳細設計を行い、用地測量が進められると聞いております。また、網掛地区においても、引き続き工事用道路の整

備を行い、盛り土に活用する土砂の搬入を行ったほか、新たな工事区間に着手するため、農業用水路の付替工事に係る現地調査を行い、この3月下旬には、国道事務所による地元地区への説明が行われる予定でございます。

工事着手については、令和3年度に行う予定で、地元の水田耕作者の皆様と調整する中で工事が進められるとお聞きしております。

ただいま申し上げましたように、地元説明会などが行われ、工事につきましても少しずつ動き出しております。国道バイパスの建設は、地域住民の皆様のお思いをつなぐ道路でございますので、引き続き議員各位はじめ、地域の皆様、企業の皆様、近隣自治体と協力しながら、国道事務所、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて、国道バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

建設課長（大井君） 国道18号バイパスに関するご質問に、順次お答えをいたします。

初めに、坂城町区間全長3.8キロメートルを小網・網掛地区と月見・上五明地区の2段階方式で用地買収が進められているのかとのご質問ですが、長野国道事務所では、建設当初は、設計協議や用地買収の状況との兼ね合いで2段階方式で用地買収を行っていましたが、現在は、坂城町区間全体で用地買収を行っているとのことでございました。

また、現在の用地取得の状況ですが、国道事務所によりますと、地区別の面積の集計は行っていないとのことでしたが、坂城町区間全体では、面積ベースで平成27年度末で約24%が完了し、令和元年度末では約78%完了したとのことでございます。

次に、町の土地開発公社による18号バイパス用地の先行取得につきましては、国の依頼に基づき、平成27年度、30年度、令和元年度に実施しており、3年間で144筆、6万1,500平方メートルほどの用地を約6億円で取得いたしております。

また、国から依頼がございました土地開発公社による先行取得は令和元年度までで、現在は、土地開発公社が取得した土地の買戻しが行われており、今年度までに約3万8,500平方メートル、3億8千万円ほどが国に買い戻され、令和5年度には、先行取得した全ての土地が買い戻される予定でございます。

続きまして、要望活動等の状況でございますが、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会や坂城町と長野市、千曲市、上田市とで組織する新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会により、県建設部及び長野国道事務所への要望活動と国土交通省や財務省などへの中央要望活動を行っております。

しかしながら、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、それぞれの同盟会は活動が制限される状況となったため、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会では、国土交通省関東地方整備局とリモートによる要望活動を実施してまいりました。

このような中央要望活動などを通じて、平成29年度の両同盟会の合同中央要望活動の際には、財務省の大臣政務官にご理解をいただき、坂城町区間に工事費を含め4億円の補正予算をつけていただき、中央要望活動の必要性を改めて認識したところでございます。

続きまして、ロの建設促進に向けてのご質問にお答えします。

令和3年度の建設予定でございますが、まず、事業計画では、2月24日に国土交通省関東地方整備局より、令和3年度の直轄事業の事業計画の予定が示されました。国道18号バイパス坂城町区間においては、令和3年度についても、令和2年度から引き続き調査設計、用地買収、改良工を行うとし、事業費についても今後、正式な予算内示がされる予定ですが、国道事務所によりますと、事業計画では2億円から7億円程度と見込まれているとのことでございました。

また、網掛地区で工事用道路の整備が引き続き施工される予定とのことで、3月中には入札が実施され、5月から工事が着手されるとのことでございます。

次に、坂城町区間の総額事業費につきましては、これまでと同じ110億円の計画となっており、事業進捗率は約23%といった状況でございます。

続きまして、坂城町区間の早期供用開始に向けての町の取り組みといたしましては、予算獲得に向けた要望活動が挙げられます。先ほども申し上げましたが、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会と新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会が合同で県や長野国道事務所、国土交通省及び財務省などの中央要望活動を毎年実施しておりますが、今後も引き続き実施してまいります。

そのほか、令和3年度は、町の同盟会の総会を早期に開催し、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、単独での中央要望活動ができるよう調整を行う予定でございます。

次に、バイパス予定地沿線住民の方へのバイパス建設の現状や進行状況についての情報提供でございますが、長野国道事務所への働きかけをする中で、住民の皆様への情報提供についても要望してまいりたいと考えております。

また、建設促進に向けての問題点・課題等はとのことですが、平成23年度の事業化から令和3年度で11年目となります。現時点では供用開始が何年になるか決定しておりませんが、町におきましても事業の進捗を図るべく、引き続き関係機関への働きかけが必要だと感じております。

12番（塩野入君） 網掛区には、既存の用水水路から予定地を横断して取水、排水しているU字溝がたくさんあります。これが一冬越しますと、そこに風雪で土砂や、あるいは、枯れ枝が積もり、距離の長いU字溝では撤去が大変であります。バイパスのまだ建設の先が見えない中で、農家の高齢化も進んでいるわけであります。これから春を迎えると、育苗、そして代かき、田植えと作業が進んでいきます。積もった土砂や枯れ葉・枯れ枝はそのまま水田に流れ込んだり、排水溝から水路へ押し流されてしまいます。取水口・排水溝の点検を急ぎ、土砂や枯れ葉・枯れ枝の撤去などの整備を長野国道事務所へ働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ここ数年にわたり買収されたバイパス予定地に雑草が繁茂し、その草丈が伸び、十字路・T字路の角々からの見通しが利きません。特に車からの見通しが悪く、交通安全上も危険であります。年間2回ぐらい、2度ぐらいの草刈りはしていますけれども、時期が遅くなって、雑草が伸び切ったからの草刈り状態というのは、ここ何年か続いているわけであります。これも早めの草刈りと、もっと草刈り回数を増やして管理を徹底させるように、これも要望していただきたいんですが、その辺はどうでしょうか。

それから、今、質問の中で、バイパス予定地全体の用地取得の状況につきましては、大体分かりました。それから、それで、企業や事業所が所有する予定地、まだあまり動きがないようなことも聞こえてくるわけですが、取得状況のこれからどんな状況になるのかお聞きをしたいと思えます。特に、今、個人所有が進んでおまして、78%ですか、っていうことではありますが、そちらのほうが進むのかどうか、その辺も併せてお聞きをいたしたいと思えます。

以上です。

建設課長（大井君） ご質問に順次お答えをいたします。

バイパス建設予定地の農業用水の取水口・排水溝などの水路や雑草の管理についてでございますが、昨年は、3件ほどの要望が長野国道事務所や町に寄せられております。町で要望を受けた場合は、現地を確認し、長野国道事務所に連絡を行い、対応をさせていただいており、今後もバイパス予定地の適正管理について、早期に対応していただけるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、企業・事業所が所有するバイパス用地の取得状況ですが、事業所の移転先や建物等の補償など補償費の算定に時間がかかり、用地交渉に入るまでに至っていないケースがあるとのことでした。

また、個人所有地の多くは水田や畑などで、農閑期等に測量や用地交渉を行った結果、用地取得が進んでいるということでございました。（発言の声あり）

先ほど冒頭でご要望ございました水路、取水口・排水溝の水路の管理と雑草の管理について、併せて長野国道に要望してまいりたいと考えております。

12番（塩野入君） 先頃、これからも取付けの関係動くようですが、先頃、網掛の南側の予定地に土砂が運搬されました。そのちょうど水防倉庫の脇からずっと堤防を通過して、それから、自転車道の南側からUターンして土砂が運ばれてるわけですが、今現在まだ動きがないんですが、そういうちょっとそんなこともおっしゃったかどうか、これからも土砂運搬というのは続くかどうか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと。

それから、町長の招集挨拶の中でも、上五明区において、バイパスと県道上室賀線の交差点の住民説明会が開かれたと、それで承諾されたと、こういう招集の挨拶の中にあつたわけですが、どんなことが説明されて、どんな意見が出されたのか、その説明会の内容もお聞きしたい

と思います。

それから、今の話の中でも、網掛区でも農業用水の取付工事に伴う説明会っていうことで、3月下旬頃に予定されるということですが、説明の中では、国道事務所側からどんなような内容の話されるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

建設課長（大井君） ご質問にお答えをいたします。

網掛南側のバイパス予定地の土砂の搬入ですが、令和3年度において、網掛地区で農業用水の付替工事を予定しているとのことから、工事に伴う土砂を仮置きする必要があり、今後、網掛南側のバイパス予定地に、工事の際の土砂の搬入を計画しているとのことでした。

次に、上五明区の説明会は、現在、県道と交差する町道が、バイパスの建設により新たに県道への付替えが必要となることから、町道の取付位置について説明を行ったものでございます。

また、住民の皆様からは、取付道路について、車のすれ違いなどを考慮してほしいとの要望があり、取付道路の幅員を拡幅した設計に修正をし、了解をいただいたところでございます。

また、網掛区の説明会は、バイパス建設により現在の農業用水路が分断されるため、用水を利用されている農家の皆さんに、水路の付替えに伴う用水の取水や排水の取付位置の確認をお願いするため、3月の下旬に説明会を開催し、4月以降に現地で確認を実施するとのことでした。

12番（塩野入君） 冬の運動不足解消と、それから、健康づくりを目指しまして、時折びんぐし山に登るわけでありまして、今、木々が芽吹く前でありまして、山の東展望台、あるいは、西展望台からバイパス予定地がしっかりと見えるわけでありまして、それを見るたびに、月日の経つ早さっていうのを感じざるにいられないわけでありまして。

バイパス坂城町区間は、橋やトンネルなどの構築物の必要がない平坦地を通る区間でありまして、予算さえ確保されれば、工事の期間は長くないはずであります。

一方で、県事業である坂城インター線先線の道路工事が進められ、その先の坂都5号線のバイパスの交差点付近の網掛の測量も今されて、もう終わったかなというような状況になっているわけでありまして。こうして県事業が着々と進む中で、国事業のバイパス事業がはかどらないということに、もどかしさを感じるわけでありまして。これからさらに議会も一層の協力をしながら、バイパス推進活動を早め、早期建設、供用開始に向けて行動していこうではございませんか。

以上で私の質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分～再開 午後 2時31分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

10番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い、一般質問をさせ

ていただきます。

私が一般質問の順番、ご存じのとおり9番でありまして、時節柄コロナ禍をテーマにした質問が同僚議員から多くございまして、重複する部分があるかと思いますが、よろしく願いを申し上げたいというふうに、冒頭申し上げたいと思います。

さて、昨年初めに新型コロナウイルス感染症が中国武漢より発せられ、瞬く間に日本をはじめ全世界にパンデミックを発生させ、世界の経済や政治を大混乱におとしましたところでございます。令和2年度はコロナに始まりコロナで終わりました。一年間大変制約の多い中での生活は、国民の皆さんも心身ともに疲れた一年であったと思われまます。

当長野県におきましても、昨年2月25日、初めての感染者が確認され、昨日現在で感染者総数2,374名、うち死亡者が41名、治療中16名がコロナの感染の状況であるという報道がございます。各国とともにコロナ制圧のために——ここでは私は収束という言葉じゃなくて制圧という言葉を使わせていただきたいというふうに考えています——多額の財政出動をする中で、制圧に向けた努力をされておりますけれども、現在、ご存じのように、まだ特效薬、治療薬が確立されていない中、世界では一日も早いコロナ制圧のために、抗体の保有者を高めることができるワクチン接種による積極的な展開をされております。

しかしながら、マスコミ等での報道の氾濫により接種を忌避する方々が、報道によりますとばらつきがありますけれども30%程度は存在するというような報道もございます。大変残念なことであります。

しかしながら、接種をする、しないの判断は個人の意思の問題でありまして、強制的にやるものでもございません。しかし、先行して接種をしている外国の事例を見ますと、ワクチンを接種した人が免疫をつけることで、周りの人への感染も大きく感染を下げる効果が確認されているような現実の報道が報告されております。

そこで、私どもも一日も早く平静な生活を送れる環境をつくり出すためには、ワクチン接種による抗体保有者を、学者により数値は大分ばらついているんですけれども、最低40%以上確保することができれば制圧に向けて大きく前進すると。それがまた、専門家の皆さんで言われております鍵であるというようなことも報道されております。国内でもワクチンの接種が始まった中で、接種への参加者を増やすことが制圧に向けて大事な肝になると考えております。

そこで、1番として、コロナ対策について。

イ、ワクチン接種者への情報発信をどのように考えているか。コロナを制圧するためには、抗体保有者を増やすことが、私どもの今の時点では一番武器でもありますし、ベストな選択だと考えております。

それには、正確な情報の提供を丁寧に辛抱強く町民の皆様提供して、理解をしていただく方を増やすことが一番の近道だと思いますし、これが重要な仕事だというふうに考えております。

そのようなことから、接種の対象者にどのような方策を用いてPRして、所期の目的を達成しようとなさるのか、町の考え方を伺いたいと思います。

ロとして、コロナ禍での税収見込みはということでございます。

コロナ禍では、世界の中で経済活動が大きな制約を受け、多大な損失の発生を見たところであり、我が国でも同様に、経済活動が制裁を受け、業界の中では影響の大小はありますけれども、企業経営には大変厳しい環境が続いている現在でございます。その中においても、各企業の皆様が懸命にこのコロナ禍での経済危機を乗り切るべく頑張っていることに、この場をお借りして敬意を申し上げたいと存じます。

このような状況の中で、新年度の予算編成となりました。令和3年度は大幅な税収不足になるのではないかと大変心配をしておりました。予算書を見る中では、過去の経済危機当時、リーマンショックのときと比べ、数字上では想像していたものよりも落ち込み幅が少ない状況であり、安堵をいたした一人でございます。

そこで、イとして、新年度の税制見込みをどのように見込んだか伺いたい。また、財政調整基金の繰入れによって組み立てが行われておりますが、今後、ここ2、3年を見通す中で、財政調整基金の繰入れ見込みはどのように考えているのか伺いたいと思います。

さらに、コロナ禍に伴う各種業界への支援は十分とは申しませんが、実施をしていただきました。このような支援の効果であると思いますが、倒産、廃業といった事例は当町ではあまり聞こえてきていません。皆さん大いに頑張っておられることと思います。

今後、コロナ禍の制圧に向け、ワクチンの接種が始まりました。経済の再生に積極的に取り組める時期は近い将来来るものと予想されます。景気の濃淡は同じ業界の中でも違うと思いますけれども、今まで企業を守る活動をし、資金的にも大変な状況である企業が想定されますが、経済の回復期に資金が不足し、企業活動が十分にできないことが発生するようなことも想定されます。

今後、支援策について、また市場の動向を把握し、隙間のない対応をお願いしたいと考えております。当面の支援についてどのように考えているか伺いたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 1、コロナ対策について。私からはイ、ワクチン接種者への情報発信をどのように考えているかということで、お答えを申し上げます。

新型コロナウイルスについて、県内におきましては、このところ新規感染者の発表がない日もあるなど感染動向は落ち着きが見られ、県が設定しております感染警戒レベルも全域で平常時とされるレベル1とされているところでございます。

一方、首都圏におきましては、感染の拡大に伴う緊急事態宣言により、外出の自粛や飲食店の営業時間短縮の取り組みなどが行われたことで、新規感染者は大幅に減少したものの、ここに来て減少傾向が鈍化するなど、依然予断を許さない状況となっております。

こうした中、2且14日に国内で初めて新型コロナワクチンが承認され、医療従事者等への接

種が開始されたことで、感染の終息に向けた切り札としての期待が高まるその一方で、国内外の接種状況や副反応の事例などの情報も頻繁に報道されているところでございます。

今回の新型コロナワクチン接種は、予防接種法で規定する臨時接種に位置付けられ、市町村においては接種の勧奨をするものとされています。また、接種の対象となる方においても、接種を受けるよう努めなければならないとされておりますので、現在承認されているワクチンの対象年齢である16歳以上の方は、妊娠中の方を除いて接種に関する努力義務が適用されるということでございます。

町といたしましても、こうした趣旨を踏まえ、接種の勧奨を行ってまいりたいと考えておりますが、最終的に接種を受けるかどうかということについては、それぞれの方のご判断ということになりますので、町といたしましては、適切な判断をしていただくために正確な情報をお伝えしていくことが重要であると考えているところでございます。

加えまして、今回のワクチンは新たに開発されたワクチンということでございますので、不確実な情報あるいは推測を交えた情報など様々な情報が日々あふれる中で、接種に対していたずらに不安をあおるようなことがあってはならないと考えております。

今回のワクチンについては、海外での臨床試験において非常に高い発症予防効果があることが報告されています。一方で、明らかな発熱のある方や、今回のワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方などは接種が不適当とされているほか、基礎疾患のある方、予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方などについても、医師が慎重に予防接種適否を判断する接種要注意者として示されているところでございます。

こうした情報を含め、今後も町のホームページや広報で随時正確な情報を丁寧にお知らせしていくほか、接種対象となる方に接種券、個別にこれはお送りするものでありますけれども、接種券をお送りする際には、ワクチンの情報や予防接種の有効性、安全性とともに副反応のリスクについても併せてお知らせすることで、接種に関して適切な判断をしていただけるよう情報発信を行ってまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの感染がなかなか収まらず、日々重症者や亡くなる方が報告される中、今回のワクチン接種については、確立された治療薬のない新型コロナウイルス感染症という疾病の蔓延予防上、緊急の必要があると認められることから、法に基づく臨時接種とされたものでございます。

町民の皆様には、こうした趣旨もご理解いただく中で、ご自身の身体的な状況はもちろんのこと、ご家族やご友人など身近に接する方を含む状況なども総合的に考慮していただき、接種について適切にご判断をいただきたいと考えているところでございます。

収納対策推進幹（長崎さん） 私からは、ロ、コロナ禍での税収の見込みはについて、お答えいた

します。

新型コロナウイルスの感染拡大は、町民の生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、それにより町税収入も大変厳しい状況にあると考えております。令和3年度の町税収入の見込みにつきましては、町内企業の状況や国の地方財政計画、経済指標などを踏まえ、町税全体で22億9,419万3千円を予算計上し、前年度当初予算との比較でマイナス9%、2億2,599万5千円の減額となっております。

コロナ禍の影響を受け、予算が減額となる主な税目について申し上げますと、個人町民税では、新型コロナウイルス感染症による経済の停滞などの影響により、個人事業主の事業所得の減少や、給与所得者においては賞与や時間外勤務の減などによる所得の減少が見込まれるため、前年度当初予算と比較し1千万円の減額となる7億1,850万円を計上いたしました。

また、法人町民税は、内閣府による月例経済報告の経済指標において、令和2年の企業収益がコロナ禍による経済活動の縮小などにより3割強の減少が見込まれていることや、町内の上場企業の業績見込みの減少などを踏まえ、減額を見込み、加えて法人税割の税率引下げによる影響などを考慮し、8,800万円の減額となる2億4,710万円を計上しております。

次に、固定資産税は、3年に1度の評価替えによる地価下落の反映や家屋の減価などによる減額に加え、令和3年度課税に限り、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等として、令和2年2月から10月までの連続する3か月間の売上げが前年の同期と比較し30%以上減少している中小事業者等に対し、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税が軽減されることから、前年度比で1億1,800万円の減額を見込み、11億5,900万円を計上いたしました。

なお、固定資産税のコロナ対策に係る軽減制度による減収分につきましては、地方特例交付金において、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、全額国費で補填されるところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響や経済状況など刻々と変化する中、先行きを見通すことは困難な状況でございますが、今後も経済状況に一層注視するとともに、適正な賦課徴収に努めてまいりたいと考えております。

総務課長（柳澤君） 1、コロナ対策についての口、コロナ禍での税収の見込みはのうち、今後の町財政の動向等について、来年度当初予算編成の状況等を交えてお答えしてまいります。

初めに、令和3年度一般会計当初予算につきましては、町税の減収が見込まれる中ではございますが、令和元年東日本台風災害を教訓とした避難所の整備等が急務であったことから、避難所での自立・分散型エネルギーとして坂城小学校太陽光パネル・蓄電池設置事業や、教育環境の整備とともにコロナ禍における避難場所の確保として、小中学校特別教室の空調設備整備事業などを計上したところでございます。

また、平成30年度から進めてまいりました新工業団地造成事業につきまして、令和3年度に

は町土地開発公社により造成の運びとなり、周辺整備として新工業団地と坂城インター線先線を結ぶ基幹道路について、分譲開始と併せ開通できるよう令和3年度中に整備してまいりたいことなどから、国の補助金や起債、文教施設整備基金等の特定目的基金からの繰入れなど特定財源の確保に努める中で予算編成を行い、歳入歳出総額を前年度対比プラス4.4%の66億7千万円といたしたところでございます。

コロナ禍における町税の減収等による財源不足を補うための財政調整基金からの繰入額は3億6,729万6千円で、前年度当初予算と比較し3,042万5千円、9.0%の増といった状況でございます。

過去において、町税が大きく減収となりました世界的な経済危機としては、平成20年9月のアメリカのリーマン・ブラザーズ・ホールディングスの経営破綻に端を発した、いわゆるリーマン・ショックがあり、翌年の平成21年度当初予算においては、財政調整基金から、今回より約2億2,800万円多い5億9,500万円ほどを繰り入れた経過もございます。

現在の財政調整基金の状況といたしましては、令和2年度当初予算編成時において3億3,687万1千円の繰入れをし、年度前半において、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用や税償還金等の増額などにより繰入額は増えましたが、普通交付税額の確定や余剰金による繰戻し等により、2月末の繰入額は2億9,147万7千円となっております。

なお、基金残高は2億4,923万4千円で、前年度末からは1億5,963万6千円の減であります。

続きまして、町財政の動向等についてでございます。

県内の経済情勢は、関東財務局長野財務事務所によりますと、総論としては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、一部に持ち直しの動きが見られるとし、前回と同様の見解ではあるものの、生産活動や緩やかに持ち直しつつあるとして、明るい兆しも見え始めております。

また、先行きについては、感染拡大防止策を講じる中で、各種政策や海外経済の改善等により持ち直しの動きが続くことが期待されるとし、感染拡大が地域経済に与える影響に十分注意する必要があるとされ、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては予断を許さない状況であり、経済情勢の見通しは難しい状況であると考えております。

町財政の動向等につきましては、歳入の約3分の1を占める町税において、法人町民税の占める割合が他市町村と比較し高いことから、当町の財政運営は経済動向にされやすい特性がございますが、税収減の状況下でも安定的な行政サービスを行っていくことと、そのための備えが必要と考えるところでございます。

また、今後においては、坂城町公共施設個別施設計画における施設の改修や、道路・橋梁等の長寿命化などのインフラ整備と併せ、子育て・教育・福祉分野における支援の充実等、坂城町第

6次長期総合計画を基軸とした施策を展開していくことが求められております。

経済状況が変化する中、先々の町税等の見通しが困難であることから、財源の確保も不透明な状況において、今後の町財政運営の見込みは難しい状況ではございますが、国・県等の補助金や起債の活用、また財政調整基金からの繰入れや余剰金の基金への積立等による将来を見据えた財源の確保等により、持続的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） ロ、コロナ禍での税収の見込みはのうち、今後のさらなる支援策について、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、大きな影響を受けている町内事業所に対しまして、町商工会など関係機関と連携し、また町内金融機関とも情報交換を行いながら、様々な支援策を講じてまいりました。

町内事業所に新型コロナウイルスの影響が広まり始めた今年度当初に、まず町制度資金の経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）を創設し、町内中小企業の資金繰りを支えるための対策を講じました。

この制度資金では、貸付利率を年0.8%と低く抑えただけでなく、利子補給は貸付け後5年以内を全額補給し、保証料補給も全額補給するなど、融資を受ける事業所の負担を減らし、厳しいコロナ禍を乗り越えていただけるよう支援をしてきたところでございます。

このほかに、支援金・補助金といたしましては、小規模事業者等持続化応援支援金や雇用調整助成金等申請支援補助金など、事業所の業種に制限なく、幅広く町内事業所にご利用いただける支援金として整備し、事業継続と雇用維持のための給付を行いました。

また、緊急事態宣言中の4月24日から5月6日までの全期間において、休業等のご協力をいただいた事業所に対し支給した新型コロナウイルス拡大防止協力金や、テイクアウトなどの新たなサービスを始める事業者を支援する新サービス創出応援補助金、地域における消費喚起を促すためのスタンプラリー消費回復応援事業など、飲食事業者等を中心とした支援策について、町内の商店や飲食店などの状況を考慮し、講じてまいりました。

さらに、2月15日からは新たな支援策として、飲食事業者等事業継続緊急支援金事業を創設し、年末年始の売上げが大きく減少し、経営が厳しい飲食店と飲食関係事業者の事業継続を支援するため、町独自の支援制度に取り組んでおります。

今後の支援策につきましては、令和3年度におけるアフターコロナ対策として、消費喚起や集客に向けた取り組みなどが必要と考えているところではありますが、今後の新型コロナウイルス感染症による影響を注視し、町内事業所の状況やニーズを把握する中で、支援機関等とも連携して、経済活動が一刻も早く回復、安定するよう取り組んでまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） ただいまコロナ対策について、ワクチンの接種情報発信について、あるいはコロナ禍での税収の見込みについて、答弁をいただきました。

ワクチン接種にあたりましては、ワクチンの供給体制の見通しが大変不透明な部分がある中で、保管等の問題、まだまだ解決をしなければいけない問題等が数多く存在しております。

しかしながら、私どもの生活が一日も早く平静を取り戻すには、この作業がどうしても必要不可欠な事項でございます。そういう意味からすると、この事業を対応される皆さんには、長期間にわたって大変ご苦勞な仕事が想定されます。どうか健康に留意して、スムーズに接種ができませんように、ぜひワンチームでご活躍をお願いしたいというふうに思います。

それと、財政運営につきましては、先ほど総務課長からのお話にもありましたとおり、厳しい中であっても坂城町は恵まれている状態だというふうに考えております。先日、私の知り合いの中小企業の方ですが、お会いしてちょっとお話を伺ったら、コロナ禍の対策というのは、非常にタイムリーにやっていたらと。私どもは経営は苦しいんだけど、こういう形でやっていただくことは大変ありがたいという感謝のお話を伺いました。

そういうことで、恐らく今年の後半からアフターコロナに向けて、経済をV字型に回復していくという時期だというふうに思っておりますので、後の支援についても積極的に前向きに、ぜひお願いをこの席から申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

2、国土利用計画についてでございます。

イとして、第4次坂城町国土利用計画が策定される中で、見直しをされた点は何かということで、ご質問を申し上げます。

10年間隔で国土利用計画は見直しがなされ、今年度も見直しがなされたわけでございますが、私ども坂城町は土地の面積が極めて少ない町でございます。周囲は山、中央の平らには大河の千曲川が流れておりまして、利用のできる土地は極めて少ないのが実態と判断をしております。

しかしながら、このような状況の中でも先人の皆様が知恵を絞って、製造業の町として、町村では工場出荷額は長野県では1位を頑張っている町であります。ここ数年の中に、先ほども先輩議員の質問にもありましたとおり、18号バイパス、インター線、あるいは工業団地の造成ができるという、将来、坂城の町の核になるようなインフラ整備や事業が完成をされる形になります。

そういうような状況の中で、やっぱり土地利用というのは町の発展に欠かすことはできない状態でございます。先ほど申しましたように、ほとんど利用できる土地が少ない中で、要求にあった土地利用をするには、いろいろ聞いてみますと、法律や規制、条例が本当に網の目のようになっておりまして、なかなか土地利用計画というものの見直しというのは、私どもの想像したり希望しているようなことにはいかないというような内容があるようなお話を伺いました。

そこで、今回、そんな中でもありますけれども、大変難しい難題を解いていただいて、新たな国土利用計画が見直されました。どんな内容について見直しがされたのか、伺いたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 国土利用計画についてのご質問にお答えをいたします。

当町は県内の北信地域と東信地域の結節点に位置し、周りを山々に囲まれた盆地であり、中央

を流れる千曲川の東西に広がる土地を中心に、住宅や農地、工場など生活と産業が融合しながら、歴史あるものづくりの町として発展してまいりました。

農業面では、昼夜の寒暖差を生かしたりんごやぶどうといった果樹類に加え、特産品として定着したねずみ大根などの伝統野菜、最近ではワイン用ぶどうの栽培が拡大するなど、町特産の農産物の生産拡大に向けて取り組む中で、優良農地の確保も図ってまいりました。同時に昭和初期の初回工場の誘致を発端に工業立地が進み、製造業を中心に多くの工場、事務所が軒をなし、技術の高度化と高付加価値化等によりまして、県内でも有数の「ものづくりのまち」として地位を築き、地域経済発展の原動力となってまいりました。

そうした中で、これまでも限られた町土の中で、自然環境や住宅地などとの調和を保ち、法的規制との整合や調整を図る中で、工業の発展に伴う事業規模の拡大や住工混在の解消に向けた工業団地整備などにより、産業用地としての土地利用も積極的に進めてきたところでございます。

さて、昨年度から策定作業を進め、先般2月1日の総合計画審議会において答申をいただきました国土利用計画第4次坂城町計画につきましては、国土利用計画法の規定により、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画であり、国土利用計画の全国計画及び長野県計画と併せて国土利用計画の体系を構成するものであります。

そのため、第3次坂城町計画と同様に、法で規定されている公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の諸条件に配慮して、国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、国の計画や県の計画との整合を図る中で策定を進めてまいりました。

また、国土利用計画坂城町計画は、町の最上位計画である第6次長期総合計画の町の将来像、「輝く未来を奏でるまち」の実現を土地利用の面から目指すという側面を持つものであります。現行の国土利用計画は、長期総合計画と同様に前回計画から10年が経ち、町を取り巻く社会情勢は大きく変化し、産業構造や住民の暮らしなどにおいても大きな変革がありました。

国際社会においては、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境の諸問題に取り組むとするSDGsを町においてもまちづくりのあらゆる施策を通じて推進することとしております。第4次坂城町計画におきましても、こうした情勢変化を的確に捉えるとともに、このSDGsの理念を反映し、人口減少と高齢化が進む中、町土の適切な管理とその有効活用を通じて、災害に強い豊かな自然環境との共生と、ものづくりを中心とする産業、経済の発展を図り、将来にわたり持続可能な町土利用を目指すことを明記いたしております。

ご質問にありました国道18号バイパスや坂城インター線の延伸は、将来的に地域の発展とまちづくりを進めていく上において、一つの大きなきっかけになるものと捉えているところであります。今後、町の交通インフラの骨格をなす国道18号バイパスや、県道坂城インター先線が完成し、さらには坂城インターと国道18号バイパスがつながりますと、広域道路としての交通量や交通体系、また製品の出荷、搬入といった輸送の形も大きく変わることが予想され、地域経済

の発展と新たな開発や土地の寿命など、町の様子も大きく様変わりするものと想定される場所でもあります。

この国道18号バイパス坂城町区間につきましては、平成23年度に事業化が決定され、これまでの第3次国土利用計画におきましても、基本方針が記載され、構想が描かれていたところがございます。国道18号バイパスや坂城インター線延伸の本格化に伴い、第4次計画において見直した点といたしましては、関連する基本方針の活力ある産業と暮らしの基盤づくりの項目だけを見ましても、18号バイパスとインター先線のさらなる早期完成の促進、需要に応じた産業用地の確保の推進、暮らしやすい町づくり、定住人口の増加に向けた取り組みの推進、自然環境や周辺の景観と調和した土地利用、地域資源を活用した産業振興、観光、交流の促進などの項目について、新たに位置づけを行ったところがございます。

また、改訂に伴い見直した点につきましては、国や県の計画と整合を含め、大変多岐にわたっております。主なものを申し上げますと、基本方針の体系立ての見直しや、一昨年の台風を教訓とした安心・安全といった項目の新設、先ほどのSDGsの視点の追加、土地利用ゾーニングの変更などではありますが、現状を捉え、将来を見据える中で、数多くの見直しを行ったところがございます。

町の土地利用については、この国土利用計画第4次坂城町計画を指針とする中で、10年後の町の目指す姿、「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、町土は将来にわたる限られた大切な資源であることや、生活、産業など様々な活動の共通基盤であることを認識し、社会情勢の変化などに対応しながら、的確に取り組んでまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） 国土利用計画につきましては、多岐にわたる方面から検討されたことについて理解をいたしました。第6次長期計画とともに、この見直しが効果が出るようなことを期待したいというふうに思います。

それでは、3の町の表彰式について、ご質問いたします。

イとして、令和3年度町の表彰式に向けてということで、毎年秋に町の功労・功績のあった方々に表彰がなされております。一昨年、長く途絶えておりました名誉町民に、竹内製作所の会長であります竹内明雄さんが、そして、昨年はデイリーフーズの高見澤正さんが名誉町民にご推挙されました。

我が坂城町におきましても、地域の発展や業界の発展等に貢献される方が大勢いらっしゃる。今まで名誉町民という立場の方も大勢いらっしゃったと思いますけれども、ようやくその功績を表彰できるような段階に一昨年からなってきたということは、大変ご努力や貢献された方に対して、私ども町民としても感謝の念をもって、ありがたいことだというふうに考えております。

そこで、町にはこのお二人だけじゃなくて、町の表彰規定に照らして業界や地域やいろんな中で貢献されている方が大勢いらっしゃるというふうに、私も判断をしております。企業の中で功

績に見合った功績賞とか功労賞の方もいらっしゃるんですけども、やはり良いことをして、あるいは地域に貢献したというような方については、やっぱり町として、あるいは私ども町民としても積極的にその労に報いるということが、その方の業績に対する私どもの立場ではないかというふうに考えております。

そんなようなことから、この表彰というのは後につなぐ人たちの励みにもなりますし、また町全体の活性化にもつながることだというふうに、私は考えております。そんなようなことから、今年の町の表彰式に臨む態度として、どのような考え方をもちかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんから3番目の質問としまして、町の表彰式について、イとしまして、令和3年度町の表彰式に向けてということで、ご質問をいただきました。

今、お話にありましたけれども、坂城町では、これまでも産業振興や地方自治、社会福祉、教育など様々な分野において、長年にわたり町の発展に尽力された方々に対し、表彰規則に基づき、功労表彰をはじめ功績表彰、一般表彰等をお贈りしているところであります。

これまでに受賞された方々は、功労表彰につきましては延べ228名、功績表彰につきましては延べ153名の皆様であります。昨年10月においては8名の方々に功績表彰を贈呈し、ご功績としましては社会福祉分野や産業分野、地域消防において長年にわたり各種団体の長などを歴任され、ご尽力いただいていたところであります。

同時に当町がものづくりの町として、ものづくりの分野における優秀な技能者や新技術の創出などをされた方々を、WAZAパワーアップ事業として表彰しているところでもあります。平成22年度にこの表彰制度を始めて以降、延べ32名、3団体の技術者の皆様の仕事で培った卓越した技術や輝かしい発明をたたえ、表彰しているところであります。

これまで受賞された皆様方におかれましては、ご功績に心から敬意を表するとともに、町の発展へのご尽力に改めて感謝申し上げますところであります。また、今日でも多くの皆様が各分野においてご活躍いただき、町の発展につながっているところであります。今後の表彰におきましても、それぞれのご功績について、表彰規則、表彰基準に照らして毎年選考させていただき、顕彰していければと考えているところであります。

なお、これらの表彰に先立ち、平成13年の鈴木敏文氏以来18年ぶりとなる名誉町民の称号を令和元年度には竹内明雄氏に、また令和2年度には高見澤正氏に贈呈いたしました。両氏とも産業の発展と町及び国家の繁栄進展に貢献された実績は極めて顕著であり、議会の皆様全員のご賛同をいただく中で、その称号をお贈りしたところであります。

今後につきましても、新たに名誉町民として推挙するにふさわしい方がいらっしゃると思います。議会の皆様にお諮りしまして、時期を逸せずお贈りしてまいりたいと考えているところでございます。

10番（朝倉君） ただいま町長から、今年度の表彰式について考え方をお聞きいたしました。どうかこれから町で活躍する人たちの励みと、あるいはまた名誉のためにも、ぜひ町の表彰規定に合致する方については、大いに前向きにひとつお願いをしたいというふうに考えます。

まとめに入ります。

令和3年度の予算議会は、コロナ禍からの一日も早い制圧による平静の生活に戻るよう同僚議員から多くの質疑がありました。今年はコロナ禍からの脱却が大勢の町民、国民の願いと判断をしております。

治療薬の開発が遅れている中で、ワクチンの接種が始まりました。今、大切なことは抗体保有者を制圧に必要な%に引き上げることが、私どもの喫緊の課題と理解をしております。

今年度は町第6次長期総合計画、第2期まちひとしごと創生総合戦略、公共施設個別計画、そして国土利用計画等新たな重要な計画のスタートの年度にあたります。今後の町の発展には、大変重要な政策のスタートの年であります。この計画がコロナ禍の大変厳しい情勢でありますけれども、順調に実現できることを切望して、私の質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時19分～再開 午後 3時29分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

1、地域公共交通の構築についてお尋ねいたします。

（イ）としまして、進捗状況。

過日、私を含め同僚議員の皆さんから循環バスの見直しの提案が出されました。これまでの答弁では、循環バスと併用したデマンド交通なども視野に入れ、新しい地域公共交通システムの導入についても検討を行っており、デマンド交通を実施している他市町村の状況も研究しているとの答弁をいただきました。

また、第2期総合戦略にも高齢化が進む交通弱者等へのデマンド交通の研究など、総合的な交通体系づくりを促進すると明記されております。新システムに向けた進捗状況と実施について、いつを予定されているのかお尋ねをいたします。

これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから端的にご質問いただきました。

1番目としまして、地域公共交通の構築は、（イ）進捗状況とはということでございます。今大森議員さん、ほとんど言っていたのであのおりだと思っております、今まで地域公共交

通につきましては、いろんな取り組みをしまいいりました。私からはいわゆる全般的な取り組みをお答えしまして、詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

当町におきましても、この地域公共交通というのは、非常に大変重要な課題と認識しております。先ほどもお話ありましたけれども、高齢者の皆さんをはじめとした地域住民の買い物や通院など町民の皆様の移動手段を確保するため、町では、地域公共交通である循環バスを運行しているところでございます。

この循環バスの利便性を向上させるため、運行方法等の見直しを順次実施し、利用者からのご意見をお聞きする中で、かつて、今まで湯さん館直行便の運行ですとか、それから病院のルートができないかということで、信州上田医療センターまで町を超えて路線延長する上田便の運行ですとか、それから千曲市循環バスへの接続をするため、力石バス停の停留時間の見直しを行うなど、両地域にわたる交通も一部カバーして運営しているというところでございます。皆さんの利便性を図って、いろいろ考えてきたというところでございます。

また、バス停以外でも利用することのできるどこでものれーの導入、これも全国初めてでありますけれども、どこでものれーの導入や運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた町民に対し、循環バスの運賃を無料にするなど、より一層の利便性の向上を図ってきたところでございます。

ご質問の公共交通の構築の進捗状況ですが、町では、現在運行している循環バスと併用した新しい地域公共交通システム導入の検討を行っており、昨年度から循環バスと併用したデマンド交通などを含む、新しい地域公共交通システム導入についての検討をしまいいりました。

また、昨年11月に開催しました地域交通利用促進協議会の中で、新たな地域公共交通システムの構築に向けた研究を行う部会を設置したところでございます。

また、先月24日には、新たに設置しました地域公共交通システム部会を開催したところであり、新交通システムの手法について、運行方式、運行形態、タクシーを使った運行方式等多数の手法について、現在、検討を進めております。

また、新たな地域公共交通システムの構築に向けては循環バスの利用者の皆さんばかりでなく、タクシーを利用している皆様からニーズをお聞きする中で、できるだけ早期に当町の実用に適したより利便性の高い地域公共交通システムの導入を目指してまいいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

後ほど担当課長が詳しく申し上げますが、担当課長にも早くやれと言っておりますので、乞うご期待であります。

以上であります。

建設課長（大井君） （イ）の地域公共交通構築の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、2月24日に開催いたしました新たな公共交通システムの構築に向けた研究を行う部会の状況でございますが、新しい地域公共交通システムの利用方法について様々な立場の方のご意見を聞く必要があることから、区長会長をはじめ、老人クラブ連合会や女性団体連合会の会長、循環バスやタクシーなどの町交通事業者、商工会や社会福祉協議会の職員、町福祉健康課、建設課の職員の総勢11名で構成しております。

第1回目の部会では、事務局から新しい地域公共交通システムの構築に向けた説明を行いました。出席された部会員の皆様からは、それぞれの立場から交通移動困難者に対する支援の必要性や新しい地域公共交通システムへの期待などを積極的にご発言されておりました。

また、新しい地域公共交通システムでは、利用対象者について、どのような方を対象にするのか検討するにあたり、高齢者や運転免許返納者の方などの日常での移動の状況を把握するため、町内のタクシー事業者にご協力をいただき、この2月からタクシー利用者のおおよその年齢、行き先、利用頻度等の確認作業を実施しております。

このような移動に不自由を感じられている方々の状況を把握する中で、本来ならば、部会でデマンド交通を実施している他市町村への視察等を行いたいところですが、新型コロナウイルス感染症の影響がございますので、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施してまいりたいと考えております。

今後は、タクシー利用者の状況調査等を参考にしながら部会を開催する中で、新たな地域公共交通システムについて、利用対象者や運行形態、運行エリアの範囲、運行日、それから運行時間帯や車両のサイズ、台数、システムに必要な機能などについて部会の皆様からご意見をいただく中で、町に適した地域公共システムの構築に向け部会で検討を行い、早期の事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

14番（大森君） 2回目の質問といたしますが、町長、そして課長よりご答弁いただきました。

2回目の質問になりますけれども、今般、交通部会をつくっていかれるということで最初説明されているわけですが、1つ、タクシー利用者、またあるいは運送業者の関係と、この新しい新システムが対立するというような方法で、やはりタクシー、特にタクシー業者の皆さんの協力もいただきながら両方が利用できるというね、そういう体制をうまく取っていただきたいということがあるのと、もう1つ、デマンドで過去いろんな全国の自治体いろいろやってきて、見てきたんですが、結構、申し込みをするのが、予約するのがね、大変だとか、あるいはルールといいますか、システムがよく分からないとかいうこと。そして大分、利用する方が少なくなってくるとかいうね、というようなこともあって、デマンドがうまくいかなかったというところでまた別の方法を考えてということもあるんですけれども、デマンドもやはりその辺のところをしっかりと構築されて、やはり持続可能な交通システムをつくっていただくということだと思っております。

今課長からの答弁では、タクシーの利用状況もね、把握しながらということですから、タクシー業者の皆さんも協力していただくということでもよろしいでしょうか。それ確認でちょっとご答弁ください。

建設課長（大井君） タクシー事業の協力についてのご質問でございますけれども、町内のタクシー事業者にもこの部会には加わっていただいております。また、循環バスの事業者にも加わっていただいております。様々な方向で意見をいただいております。

14番（大森君） 先ほど町長のお答えをいただいて、最後に、私は早くやってくれと（笑声）頼んでいるがということで、その辺の進捗状況はどんな状況なんでしょうか。

建設課長（大井君） 確かに早くやれというふうには申し付けております。そのために部会を立て上げて、いろいろな方から、議員さんのほうからもご指摘ありましたけれども、様々な方法があります。

それからデマンド交通を実施している自治体等でもなかなか成功例と申しますか、が見えてこないということもございます。そういった中で、坂城に適した交通システムというのを構築していくというところで、その骨格については今年のお盆ぐらいいまでは考えられればなというふうには考えております。

ただし、その後、いろいろな諸手続がございます。町の地域公共交通会議でご承認をいただく、それから北陸信越運輸支局のほうに申請を上げていくといったような手順もありますので、具体的に運行開始がいつというようなことについては、まだなかなか申し上げられない段階でございます。

14番（大森君） ご答弁ありがとうございます。町長のほうもね、その気になっていただいているということで、この1年かけてしっかりとやっていただくことをまずお願いいたしまして、次の質問に行きたいと思っております。

2といたしまして、総合戦略と人口ビジョンについてであります。

1、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案では、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、町の将来推計人口は、2060年、令和42年に約6,500人まで減少することが見込まれており、こうした人口の減少や人口構造の変化が就業者の不足、財政の硬直化、生活関連サービス施設の減少等を引き起こし、将来における総人口のさらなる減少につながるおそれがあるとして、町の基盤産業である製造業のさらなる強化や新たな産業の創出、将来の特産品のブランド力、付加価値の向上、暮らしの質を高める分野の充実により住みやすさの向上を図ることで、人口の流出抑制や流入促進、出生者数の増加を促進していくことにより、輝く未来を奏でるまちの実現を目指す、そして目標を設定しております。

そこでお尋ねするわけですが、（イ）といたしまして、人口ビジョンの目標設定についてお尋ねします。

1、現在の社会的背景や多様な生き方があるとともに、雇用形態としての正規雇用から非正規雇用に置き換える企業も多くなり、生産年齢の非正規雇用が40%ともいわれております。結婚したくても所得の低さのため結婚をあきらめてしまう若者や、結婚しても子育てにお金がかかり大変だというふうな理由で、2人目の子どもは考えられないという声も聞かれます。当町における婚姻届件数について、この20年間の推計はどうなっているのかお尋ねします。

2といたしまして、人口ビジョンの目標として、人口減少、高齢化を抑制しながら2040年、令和22年、人口1万3千人、2060年、令和42年では、人口1万2千人の維持を目指すとして今設定していますが、その根拠は何かお尋ねします。

3、3番です。人口増の基本は、合計特殊出生率の上昇であると考えます。2025年、令和7年度では1.84、2035年、令和17年では2.07に達するように設定しておりますけれども、この根拠はどのようなものでありましょか。

4、社会減から社会増の転換を目指し、20代から30代の転入を促進し、2021年、令和3年から2060年、令和42年に、5年間平均として147人増を目指すとしております。この設定について、その根拠は何かを伺います。

これで1回目の質問といたします。

住民環境課長（関君） 2、総合戦略と人口ビジョンについて。（イ）人口ビジョンの目標設定のうち、当町の婚姻届出数の推移についてお答えします。

20年間ということですので、平成12年以降の5年ごとの単年の推移でございますが、平成12年、94件、平成17年、81件、平成22年、51件、平成27年、62件、平成29年、68件となっております。また……。すみません、令和2年、68件となっております。

また、過去5年における婚姻数の推移についてでございますが、平成28年が48件で、過去20年の中では、最初の数字ではございましたが、平成29年、51件で、前年対比3件の増、平成30年、53件で、前年対比2件の増、令和元年、62件で、前年対比9件の増、令和2年、68件で、前年対比6件の増となっております。

企画政策課長（臼井君） 続いて、人口ビジョンにおける人口目標の設定と、合計特殊出生率、社会増の目標値の設定について、順次お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、急速な少子高齢化の進行と人口減少を克服し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、国、地方が一体となって取り組んでいくため、平成26年に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき策定するもので、この総合戦略を策定するにあたり、その考え方や効果的な施策を企画立案する際の基礎資料として、町が目指す人口の将来展望などを示すものが人口ビジョンであります。

今回、この人口ビジョンにおける、町が目指す人口の将来展望として、ご質問にありましたと

おり、2040年において人口1万3千人、2060年、令和42年において人口1万2千人と設定したところであります。

全国的な人口推計といたしましては、国立社会保障・人口問題研究所、略称で社人研と呼ばれている機関の推計による人口の地域別将来推計人口がございます。

この推計によりますと、人口特殊出生率、人口移動ともに現在の当町の状況と同程度のまま推移すると仮定して推計した場合の町の将来人口は、2040年、令和22年で約1万人と、大きく減少することが推計されております。

この推計は、このまま何も対策をせず、人口減少に任せた場合のものであり、町としてどのような人口減少対策や事業を進めていくのか、具体的な施策や事業を定めるものがまち・ひと・しごと創生総合戦略であり、戦略に掲げた事業を通して人口ビジョンの将来人口の維持を目指すものでございます。

将来人口の設定にあたりましては、人口減少が当町に与える影響として、税収の減少、高齢者福祉、医療費等に係る歳出の増加、また、町内における就業者や消費者の減少、人口減により利用者が減少することで存続が困難になると考えられる民間サービス、例えば、小売業ですとか、医療機関、金融、娯楽施設など、そういった民間サービスの減少ですとか、高齢化によるコミュニティ活動の機能低下、そういったものを考察をいたしまして、行政、民間のサービス等を維持するため必要と見込まれる人口も考慮したところでございます。

こうした社人研の示す推計値や、住民生活に係るサービス維持のために必要と考えられる人口、そして、現在の当町における出生数、死亡数や合計特殊出生率、また、転出、転入などの社会動態の傾向なども加味し、持続可能なまちの実現に向けて、町が目指す将来人口を設定したところであります。

続いて、合計特殊出生率と社会増の目標の根拠についてお答えいたします。

人口の将来展望を設定し、この目標を達成するにあたってのベースとなるのが、出生数、合計特殊出生率の増と、転入者数が転出者数を上回る社会増の達成であります。

まず、合計特殊出生率とは、その年次の15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に子どもを産むとしたときの子どもの数に相当するものであります。

この合計特殊出生率につきましては、国において、人口を長期的に一定に保つことができる水準として人口置換水準が示されており、これが2.07とされておりますので、まずこの数値を達成することが、人口維持社会を実現するにあたっての基本と考えております。

また、人口ビジョンにおいて、人口目標を設定しました2040年、2060年までの過程の中で、合計特殊出生率が早期に向上し、目標に近づいていけばいくほど、将来人口に与える出生数、人口への効果は大きくなっていくこととなりますので、短期的な目標として、まず2025年に合計特殊出生率を1.84とし、また2035年には2.07を達成することを目指している

ところでございます。

なお、この2025年における1.84という数値は、長野県のしあわせ信州創造プラン2.0においても県民希望出生率として同様の数値が示されており、県等の計画と整合を図る観点からも、この数値を用いたものでございます。

次に、社会増の目標についてであります。将来人口の目標を達成するにあたっては、合計特殊出生率が増加したとしましても、転出者数が増え続ければ、人口減少は食い止められないことから、転出を抑制し、転入を増加させる社会増の目標設定も重要となります。

この社会増の目標設定におきましては、5歳年齢階級ごと5年経年ごとの人口推計において、国が示す係数などを用いながら、目標とする合計特殊出生率における出生者数及びその男女別の推計、死亡者数の推計、ここに、年齢階層ごとの転出、転入の影響を加味し、将来人口の目標値達成のために必要な社会増数の推計を行っております。

この社会増数の推計においては、若年層の転入増が将来にわたって出生数の増加に大きく影響し、人口維持において重要なことから、特に20歳から30歳までの転入促進に注目した目標設定としたものでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、人口ビジョンは、将来に向けて持続可能なまちとしていくための、町が目指すべき将来人口の目標であり、その実現に向けて、人口ビジョンを基礎として策定された総合戦略によって地域の実情や特性を生かした施策を推進することで、将来にわたって活力ある地域社会の維持につなげてまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） それぞれ課長よりご答弁をいただきました。私ども、町が一生懸命ね、全国の市町村が国の方針に基づいて一生懸命策定されるということ、本当に頭が下がる思いであります。それで、じゃあ、国は、一体、どういうビジョンを持っているのかなど。国のビジョンがなければ、というか、国がどういう政策、どういう努力をするのかということがなければ、いくら全国の自治体が頑張っただけのことをやったり、あるいは子育て支援の、今回、ご提案があった保育料を無料化していくとかね、もうこういうことを、もう全国でそういうことをやらざるを得なくなってくるというわけですよ。だから、そういう点から考えても、やっぱり非常に国の人口ビジョンがもっとしっかりしたもの欲しいなというふうに思います。

一番最初に私、言いましたが、生産年齢、若者たちのやはり所得が減っている、そして安定した雇用はなかなか見込めないというのが全国的な状況になっているんじゃないかと思います。その中で夢や希望が持てない、そして2人目、3人目の子どもさんは育てられない、こういう状況の中で出生率を上げる、あるいは生涯女性がね、出産する状況を高めていくということは気持ち豊かでなければ、やはりできないわけ。そういう点で、もう少し背景をきちっと分析必要があるんじゃないかというふうに考えます。

この間、安倍内閣が労働者派遣法というのを大分大きく変えまして、2015年9月に行いま

した。これまで派遣労働の大原則だった常用雇用の代替を禁止、臨時的・一時的業務に限定を根底から投げ捨てるという、こういうやってはならないことをやりました。そして直接雇用というのは、世界で当たり前の原則であるわけです。戦後の日本の労働法制が根幹から守られてきた原則であったわけです。

ところが、この安倍内閣が1985年の労働者派遣法の制定後以降、1999年に対象業務を、原則、自由化した。そして2003年には、派遣労働を製造業まで広げました。正社員を大量に派遣労働者に置き換え、そして2008年秋のリーマン・ショック、このときには、大量の派遣労働者が職を奪われ、同時に住まいまで失うという深刻な事態が全国に広がったわけでありませぬ。他国に例を見ない派遣労働者の使い捨ての横行が社会問題になりました。生涯派遣、正社員ゼロの雇用形態では、いつでも首切りができ、働く人々の権利が奪われているわけです。低賃金で、将来への希望を持ってない、こういう状況の中で人口問題を検討するというその背景はきちっと分析していく必要があると思います。そういう点で、国の施策によって大きく人口政策変わってくると思います。これをやれば大丈夫という、人口増えるというものがあるわけじゃありませんが、いずれにしても生活する若者たちが夢と希望の持てる、こういう生活を保障していくということがどうしても必要だというふうに思います。

そういうことも含めて、国の人口ビジョンとは一体どういうものなのか、もし、このような分析する上での資料があれば、お示しいただきたいと思います。

企画政策課長（臼井君） まち・ひと・しごと創生のビジョン、国の基本的な方向でございますけれども、活力ある日本社会を維持をするために、まず1つは、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする。

2つ目は、地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる。

3つ目といたしまして、結婚、出産、子育ての希望をかなえる。

4つ目として、人が集う、安心して暮らすことのできる魅力的な地域社会をつくるという4つの基本目標に加えまして、多様な人材の活躍を推進する。新しい時代の流れを力にするという2つの横断的な目標に向けた取り組みというものを進めて、それぞれ地域に合った形の中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これをつくっていくということを言っているところでございます。

14番（大森君） 2019年の国の合計特殊出生率が1.36、女性1人が生涯に産む子どもの推定人数だそうです。希望出生率1.8を目標としていると国は言っております。この裏づけが何か全然見えない、数字を当てはめただけで。やはり先ほど言いましたように、そういうことをきちっと分析した上で、国もこういう政策、こういう補助をする、こういう協力をする、そういうものが、全然、示されていない。その点ではやはりね、この人口目標は何だか絵面というか、ちょっと宙を浮いたような感じしちゃいます。きちっとこういうことを批判して、こういうこと

をきちっと変えて、国はこれも見直して、そういう政策をやることによって初めて実現できるということが含まれて、坂城町はそれに基づいてこういう計算をしたということ、やはりそういう自主的なものが欲しいなというふうには思っております。

それで、合計特殊出生率の上昇をするということで1.84、そして2035年、令和17年には2.07にするということなんですが、この坂城町では、平成25年から29年は1.45、これを六、七年で1.84にするわけですよ。これはどういうふうに裏づけがあるんでしょうか。お尋ねいたします。

企画政策課長（臼井君） 合計特殊出生率の目標達成に向けた根拠といいますかね、そういったところについては、先ほどご説明させていただいたとおり、国ですとか、県の計画も参考にさせていただく中で目標値を設定しておりますけれども、そういった目標を達成するための取り組みといたしまして、町におきましては、例えば、子育てといった分野でも婚活の応援事業を積極的に展開をするですとか、不妊、不育症の治療、そういったものにも大きく支援をしていく。それから子育て応援事業、そういったものを通して切れ目のない利便性の高い支援に取り組んでまいるということでございます。

また、将来、町を背負っていただく子ども達の教育という分野でもインクルーシブ授業だったり、ICT教育、それから英語力の向上ですとか、坂城町の特徴ある授業を展開して坂城で子育てをしてみたいと、そういったふうに思っただけのような様々な事業に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

14番（大森君） 特に町の特徴といたしましてね、ものづくりの町ということで昼間の人口が多いというのは、町村段階でいけば、非常に特長のある町です。近隣の市からお勤めに来る町内の企業へそういうふうに来ていただいているという、こういう皆さんが、さっき言われたように、坂城町へ住みたいと言える施策をやはりどうつくっていくかということだと思っております。それで、移住・定住でよそから呼び込むということの一大イベントをやったりということをしなくても、ここにお勤めになっている皆さんが、坂城はいいね、いろんな制度的にも上田、あるいは千曲市よりも非常に生活しやすい、いろんなことで越されてから非常にしやすいと、こういうようなことをやはりどうアピールしていくか、その辺のところが大ききな力になるんじゃないかというふうに思います。坂城町のやはり露出度をどのくらい出すかということで信毎を見ていまして、長野市がやはり多いんですよ。人口からいけばしょうがないということはあるんですが、いろんな前例とそういうところの商業というか、いろんな制度的なことでクローズアップさせていくというようなものをね、ぜひつくって行って、社会的増をお願いしたい。自然増とか、生涯、特殊出生率を上げるというのは、やはり働く皆さんが安定して生活が普通に行けると、こういう状態になれば、やはり、それは数字的には上がっていかないというふうには思っております。そういうふうなことを含めて、この坂城町に勤めている皆さんや、企業の勤めて

いる皆さんにどのようなちょっとアピールというか、その辺のところをもしあれば、お答え願いたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 情報発信ということは非常に重要であるというふうに認識をしているところでございます。例えば、子育ての部分で申し上げますと、毎年、町の子育て支援パンフレットというものをその年々の施策にまとめたものを作成をいたしまして、町内の企業さんであるとか、ホームページにも掲載をさせていただく中で、子育て支援の充実といった部分をPRをさせていただいているところでございます。

そういったものをはじめといたしまして、町を知っていただくという部分では、先般、3月1日からホームページのリニューアルをさせていただく中でできるだけ見やすい形で町を知っていただけると、そんなような手法も工夫してきたところでございます。そうした中でも、今後も様々な場面を通して子育てだけではない、当然、企業さんの部分でもございますけれども、そういった部分へのPR、努めていきたいと考えております。

14番（大森君） ご答弁ありがとうございます。やはり、情報発信ということとね、ホームページも非常に使いやすくというか、見やすくなったということで本当に、ああ、よかったというように思います。

時間も迫ってまいりましたので、次の質問に入りたいと思います。

男女共同参画計画の町づくりということでご質問します。

これは、午前中、同僚議員のほうからも質問があり、詳しくご報告いただきました。一部、割愛させていただいて結構でございますので、よろしく願いいたします。

昨日3月8日、国際女性デーで、女性の権利保障と世界平和の実現を求めて、世界各地で多彩な行動が取り組まれました。今年のテーマは「リーダーシップを発揮する女たち」、「コロナ禍の世界で平等な未来を実現する」というテーマで運動がありました。新型コロナ危機は、仕事と暮らし、差別、暴力、命、健康など、多くの面で女性により深刻な影響を与えています。男女間の社会的、政治的な格差が大きいジェンダー平等後進国の日本の現状は、女性の貧困拡大、性被害や自死の増加など、かつてないほど深刻になってきております。

(イ)といたしまして、第3次男女共同参画計画の策定についてお尋ねいたします。

1、第3次計画の策定にあたり、第2次男女共同参画計画の見直しの主な点は何でしょうか。

2といたしまして、第2次計画での基本目標2の4、社会活動での男女共同参画の推進の項目で、女性の積極的な登用と女性リーダーの育成として、町職員の積極的な管理職への登用が挙げられております。現在、これについて、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

これで、1回目の質問といたします。

企画政策課長（臼井君） 私からは、(イ)の第3次計画の策定についてのご質問のうち、見直しの主な点はのご質問にお答えいたします。

男女共同参画計画につきましては、男女共同参画社会基本法において、国は、男女共同参画基本計画を、都道府県は、都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとされており、また、市町村におきましては、市町村男女共同参画計画を定めるよう努めなければならないとされており、

国におきましては、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた政策として、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進体制の整備・強化の4つを柱とした第5次男女共同参画基本計画が、昨年12月25日に閣議決定されたところでございます。

県におきましても、計画全体のコンセプトを「働き方・暮らし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう」とし、本格的な人口減少や女性に対する暴力根絶、多様性の広がり等社会経済情勢の変化を踏まえ、令和3年度を初年度とした第5次計画を策定中であり、2月22日に計画の素案について市町村への説明会がなされました。

当町では、平成7年にさかき女性プランを策定し、女性の地位と福祉の向上に向け、取り組みを進めてまいりました。平成11年には、男女共同参画社会基本法が公布されたことを受け、平成13年度に第1次坂城町男女共同参画計画パートナーシップ21を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて取り組みを進めてまいりました。

平成23年度には、第1次計画の検証や新たな課題等を踏まえた第2次男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきたところでございます。第2次の計画につきましては、今年度をもって計画期間が満了となることから、令和3年度を初年度とした第3次男女共同参画計画の策定を進めているところでございます。

見直しの主な点はとのご質問でございますが、計画の策定にあたりましては、町の第6次長期総合計画はもとより、国や県の計画との整合も図る中で策定をいたしてまいります。

また、平成27年9月に働く場で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため施行された女性活躍推進法に基づく取り組みや、平成29年2月に多様なライフスタイルを尊重し、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立を推進する取り組みとして当町をはじめ、上田市、東御市、青木村、長和町と共同で宣言したイクボス・温かボスなど、第2次計画策定後に取り組んだ施策等との整合も図っております。

また、SDGs（持続可能な開発目標）では、ジェンダーの平等の実現やパートナーシップによる目標達成など多くの分野で男女共同参画についても関わってまいりますことから、SDGsとの関連につきましても計画に反映してまいりたいと考えております。

併せて、昨年実施した男女共同参画社会に向けての町民意識調査の結果や現行計画に掲げている諸施策の達成度について担当部署による評価の状況、策定懇話会の皆様からの意見等を加味しながら、人口の減少、デジタル化の進展、ジェンダー平等、多様性の広がりなどの社会情勢も反

映する中で、第3次男女共同参画計画を策定し、町はもとより、町民や事業者等が相互に連携しながら、男女が共に尊重し合い、個性や能力を十分に発揮できるよう様々な施策を通して、引き続き、男女共同参画のまちづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

総務課長（柳澤君） 3、男女共同参画計画の町づくりのご質問のうち、町女性職員の管理職への登用の考えはについてお答えいたします。

役場におきましても、男女共同参画や女性の活躍といった取り組みを進めているところでございます。

町の係長級以上のうち、女性職員が占める割合を5年前と比較いたしますと、平成27年度は、係長級の職員は25名中6名で、割合とすると24%、課長補佐級以上の職員が23名中2名で、8.7%であり、全体といたしますと、係長級以上の48名中8名が女性職員であり、16.7%という状況でありました。

一方、今年度、令和2年度の状況といたしましては、係長級の職員が24名中7名で、割合が29.2%、課長補佐級以上の職員が26名中7名で、26.9%であり、全体といたしますと、係長級以上の50名中14名が女性職員であり、割合とすると28%という状況でございます。

5年前と比べて全体数での増減はございますが、係長級、課長補佐級以上共に、女性職員の割合が増加している状況でございます。

特に、課長補佐級以上の女性職員に関しては、平成27年度が2名であったのに対し、今年度は7名が就いている状況であり、町の施策を進めていく上において、男性女性お互いの視点から意見がより反映できていると考えるところでございます。

また、これまで職員の提案による様々なプロジェクトを進めてきたチャレンジSAKAKIの一つとして、若者や子育て世代に対して、町の施策をお伝えするためのパンフレットやポスターなどを作成し、PRしてまいりました。この若者・子育て世代応援支援プログラムは、部署を超えて横断的に構成された女性職員数名が集まって進めており、自身の子育てや職務を通じて得た経験を基にして話し合いを重ねながら、創意工夫により企画、制作しているところでもございます。

町職員として、まちづくりを担っていく上におきましては、男性女性お互いの視点からの考えを大事にしながら、管理職等の人事等におきまして、適材の配置を進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） ただいまご答弁をいただきました。

この男女共同参画の計画の中で、この計画を立てたその大本が遅れているということがあれば本当に残念なことなのですが、このところ、結構、こういう比率が上がっているなということは、見て取れるようになりました。今議会でも答弁席にいらっしゃるのが4名ですかね、いらっしゃるということで、以前よりは1人、1人増えてきているという点では、評価をしたいというふう

に思います。

あともう1点お聞きしたいのが、災害対策について、特に本部、緊急時の本部体制のことでちょっと難しいかとしりませんが、災害対策のような計画する上での女性の職員の登用については、どのようになっているのでしょうか。

総務課長（柳澤君） 災害対策本部におきます女性配置というところは、現在のところ、地域防災計画におきまして、それぞれの役職ごと、いわゆる各部ごとの対応になります。

こういったところにおきまして、課長級以上、あるいは課長補佐級といった者が、同時に参画するような状況になっておりますので、現在、申し上げました人数の職員がそれぞれ参画をして対応して来るような状況になっております。

14番（大森君） 突然の質問で申し訳ございませんでした。

私、今朝見てまいりましたら、財政係長がここに入っているんですね。現段階、財政係長、女性だと思うんですが、そういう点では、お1人いらっしゃると。できれば複数をね、の方が参加したらどうかというそのこともあって質問させていただきました。

時間も迫ってまいりましたので、特に子育て関係、人口問題について、一言、内閣府から出ている文書があります。これにてちょっと読んでいきたいと思いますが。

フランスは、多様な保育サービス、手厚い家族手当の給付、仕事と子育ての両立支援策の充実など、これらの施策により1993年に1.66だった合計特殊出生率が2010年には2.02まで回復した。2019年は1.87となるが、依然、EU内で最も高い出生率となっている。

2020年1月12日から16日にかけて、衛藤内閣府特命担当大臣（少子化対策）はフランスを訪問し、子ども・子育て支援施策について、関係者と意見交換や保育園の視察などを行ったということで報告されております。

アンヘル・グリアOECDの事務総長との懇談では、少子化の克服には、親が将来に対する安心感を持てることが重要だと。経済的不安を軽減するためにも働きながら子育てができる、柔軟性のある働き方が必要であることや、さらに男性が育児休業を取得しやすい環境など、職場の風土づくりも必要であるとの見解を示した。

また、クリステル・デュボス連帯・保健大臣の懇談では、フランスがどのような状況の子育て家庭であっても、支えていく「連帯」の理念に基づいた政策を行っているとの説明があった。

また、現在、最も力を入れている政策は、多様な保育手段の確保、3歳から義務教育、そして女性が安心して職場に復帰できるための支援であり、今後は、求職中の家庭の子どもの保育園受け入れや、早朝、深夜の預かりなど、保育のさらなる充実を図っていきたいと述べていると。

そして、ヴァンサン・マゾリック全国家族手当金庫総長との会談では、全国家族手当金庫は、家族手当の給付や保育施設の整備、運営を所轄する全国組織である。

総長のマゾリック氏は、フランスの家族政策、各種手当や保育サービスなどは、収入の多寡にかかわらず誰でも受益し得るという「普遍性」の原則と、「家庭と仕事の両立」の原則の2つが柱になっていると説明した。

さらに、普遍性の原則を大切にする一方で、近年は家族手当の給付や保育園の利用料に所得制限を設けるなど、「社会的公正」も重視していること、「家庭と仕事の両立」については、多様な保育手段を提供するなど、現物給付へのニーズに応えることで女性の高い就業率を実現していると、こうやって衛藤内閣府特命大臣は、調査し報告しています。

こういう気持ちが私は欲しかった。そういうことを、今後、坂城町が実現していくということで、人口が安定して増加していくことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

今回は、10日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時29分)

